

官報

号外

平成二十五年六月十三日

○第百八十三回 衆議院會議録 第三十二号

平成二十五年六月十三日(木曜日)

議事日程 第二十五号

平成二十五年六月十三日

午後一時開議

第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、刑法等の一部を改正する法律案、日程第二、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長石田真敏君。

刑法等の一部を改正する法律案及び同報告書
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔石田真敏君登壇〕

○石田真敏君 たゞいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、刑法等の一部を改正する法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、刑法を改正して、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等に対する刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、更生保護法を改正して、保護観察の特別遵守事項の類型にいわゆる社会貢献活動を行うことを加えるなどの整

備を行うものであります。

次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、これらの者については、刑法上の刑の一部の執行猶予の対象とならない者であつても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするともに、その執行の期間中は保護観察に付さなければならぬとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月六日本委員会に付託され、七日、谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、十一日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもつて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、両案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第三 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三、電気事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(伊吹文明君) 次は、日程第三、電気事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済産業委員長(富田茂之君)。

電気事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである広域系統運用の拡大等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、二〇二〇年までに実施すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにするものであります。

その主な内容は、電力需給逼迫時に電気事業者に対して電力融通を指示すること等を業務とする広域的運営推進機関を創設すること、並びに、今後における電気の小売業の参入の全面自由化、電気料金の全面自由化及び送配電等業務の中立性確保措置による三段階の電力システム改革の内容、それらの実施時期及び改革を進める上での留意事項等を規定すること等であります。

本案は、去る五月二十八日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付

託されました。

本委員会におきましては、二十九日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、三十一日に質疑に入りました。六月四日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党、無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、今後の電力システム改革に関して、その目的を明記すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 日程第三につき討論の通告があります。順次これを許します。井坂信彦君。

(井坂信彦君登壇)

○井坂信彦君 みんなの党の井坂信彦です。(拍手)

みんなの党は、福島原発事故の直後から、一貫して、発送電分離を初めとする電力システム改革を一日も早く始めるべきだと訴えてまいりました。

私も、理事会の中で、火曜も水曜も金曜もフルに使って、とにかく一日も早く法案を参院に送るべきだと主張してまいりました。

本法案が今国会で衆参の審議を終える見通しが立ったということについては、立法院として責任

を果たしたということで、与野党の諸先輩方の御尽力に感謝を申し上げる次第です。

その上で、本法案の内容については、大きく、以下三点追加すべきと考え、参議院で、党として、対案となる電力自由化推進法案を提出し、本法案には反対をいたします。

一点目は、所有権分離についてであります。委員会で大員及び参考人と議論をさせていただきましたが、発送電分離の理想形は、あくまで所有権分離であります。

憲法上の財産権を侵す可能性があるのは、法的分離も試さないうちから強制的に民間企業を所有権分離するケースに限られます。

前段階として法的分離を行った後に所有権分離を行うケース、強制ではなくインセンティブによって所有権分離を促すケース、そして事実上の国有になっているケースにおいては、所有権分離について法律に書くことは何ら問題ないと考えます。

本法案には、法的分離を実施困難とする新たな課題が生じた場合には機能分離を検討するところありますが、具体的にまだ想定すらされていないケースに備えて機能分離への逃げ道を書き込むくらいなら、所有権分離について法律にきちんと書き込むべきであります。

二点目は、競争促進政策についてです。

委員会を通じて、電力システム改革を待たずに実行できる競争促進策や、自由化本来の目的である大手電力会社同士の競争促進策について質疑をさせていただきました。

競争なき自由化を防ぐための積極的な政策が必要。まずは、市場価格で精算する計画値方

式、また発電コストの報告義務化、ネガワット入札、そして環境アセスの迅速化など、矢継ぎ早に実施するべきと考えます。

また、本法案では、競争が進まずに電気使用者の利益を阻害するおそれがあるときは実施時期を見直すと、先送り規定が書き込まれております。

我が党は、むしろ、卸電力市場の活性化なども含め、期限を法律に明記して、競争促進の具体策を実行すべきと考えます。

三点目は、原子力政策についてです。

政府は、今後のエネルギー政策をゼロベースで見直すと言ったまま、将来ビジョンがゼロの状態

で電力システム改革を始めようとしています。自然エネルギーの割合をふやし、将来の脱原発につなげるという大きな方針を示した上で、そのための電力システム改革を行うべきです。

以上三点、本法案の修正では追いつかない根本的な相違点があるため、参議院で、対案として、電力自由化推進法案を提出し、本法案には反対をいたします。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、後藤斎君。

(後藤斎君登壇)

○後藤斎君 民主党の後藤斎でございます。

二年ぶりの本会議、関係者の皆さんの御配慮に、心から御礼を申し上げます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました電気事業法の一部を改正する法律案及び同修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故を目の当たりにした私たちは、党派、立場を問わず、

原子力に極力依存しない、新たなエネルギー体制を構築するための議論を進め、国民の皆様方が望んでおられる電力の安定供給の確保、そして、可能な限り安価な電力料金の維持を実現する必要性に迫られております。

政府提出の法案は、民主党政権下での政策を一定程度引き継いだものであり、二年前のいわゆる再生エネルギー促進法の与野党修正合意を受けた附則第十条において示された、電力システム改革の方向性を初めて法案化し、具体化したものです。

しかし、閣法には、いささか懸念もござい

ます。この法案は、地域独占供給体制の見直しを初め、これまで続いてきた電力事業を五十年ぶりに抜本的に改革する大改正であります。

その目的について、政府で四月に閣議決定された電力システムに関する改革方針は、安定供給の確保、電力料金の最大限抑制などを掲げておりますが、法案では、国、電力会社は何をなすべきかということばかり並んでおり、何のための改正をするのか不明確でありました。

民主党が提出をした修正案では、附則第十一条において、抜本的な改革に係る措置として、電力の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するとの、本来の電力システム改革の目的を明確にいたしました。

政府・与党が我々の声を真摯に受け入れていただいたことは、国民の立場に立った電力システム改革の第一歩として大きな前進を果たしたものと

評価をいたします。

次に、原子力発電所の廃炉に係る費用の負担についてであります。

現在、大飯原発の二基を除き、国内の原子力発電所が停止しております。

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力政策の抜本的な見直しを進める中で、原子力発電所の一部について廃炉を決断することは、遠い将来の話ではありません。さまざまな試算の中で、廃炉に当たっては、一基当たり約一千億近い負担が発生するとも言われていますが、国、電力事業者や消費者がその負担を最終的にどのように分かち合うかは不透明であります。

こうした廃炉コストの電気事業者への負担懸念が高まる中で、民主党の修正案の中で、電力システムの抜本改革に当たっては、エネルギー政策の変更等によつて事業者の競争条件が著しく悪化することが明らかな場合を含め、未然に必要な措置を講ずる旨の規定が盛り込まれました。この意義は非常に大きいと思います。

また、今後の課題として政府に求めたいことは、電力産業で、昼夜を問わず二十四時間体制で国民への安定した電力供給に尽力されている関係者の雇用をきちんと確保すること、さらには、原子力政策の抜本の見直しが行われる中で、原子力発電所の廃炉に係る電力会社の負担軽減策など競争環境が変化する原子力発電のあり方、原子力損害賠償のあり方の見直しや、我が国における核燃料サイクル政策の位置づけを早期に検討し、適切な措置を講ずることです。

電力システム改革は、今後の日本経済成長の肝であり、私たちは、その改革が、今後の日本経

済、そして家計に大きな貢献を果たす可能性があるということ、賛成をいたします。

最後に、我々は、国会最終盤に当たるこの国会で、成長戦略の議論を含め、与野党で約束、合意した予算委員会の集中審議の開催を再三再四要求してまいりました。

しかしながら、政府・与党は、いまだその約束を実現するに至っておりません。

安倍総理は、つい先週行われたTICA終了後の共同記者会見で、日本は約束を守る国です、言ったことは必ず実行しますと発言されました。約束は守る。言ったことは必ず実行する。

賢明なる安倍総理が強いリーダーシップを発揮され、約束を合意した予算委員会が、これまでにない、次元の違う、スピード感を持って速やかに開催されることを切望して、私の賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 次に、塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。(拍手)

本法案は、電力自由化などの電力システム改革を進めるといふものですが、改革すべきは、我が国の戦後六十年にわたる、九電力の地域独占、民営の発送配電一貫体制という電力独占によるガリバー支配です。主要国では特異なこのシステムを根本的に変革し、再生可能エネルギー電源を初め、技術進歩を生かし、国民が選択できる二十一世紀型の持続可能なエネルギーシステムに転換することです。

しかし、本法案は、こうした改革方向を実現するものではありません。以下、三つの理由で反対するものであります。

第一に、東日本大震災と東電福島第一原発事故を契機とすると言いつつ、その教訓を酌み取っていません。国の責任を曖昧にしたまま、東電を絶対潰さないとして国費で支え、全国の原発の再稼働と電気代値上げで原資を賄う原子力損害賠償支援機構のスキームを温存したままであります。

我が国最大の電力会社で、実質破綻している東京電力、並びに、原発のあり方をどうするのか、この二つの大問題こそ、電力システム改革の出発点です。

事故から二年以上たつても、原発事故は収束していません。十五万人を超える避難者や事故被害者の生活と権利は回復していません。賠償は進んでおりません。これらの方々の存在を忘れた電力システム、原発政策は、その立脚点を危うくするものと言わざるを得ません。

第二に、小売料金等の全面自由化などのプログラムを規定する附則第十一条は、小泉構造改革や規制緩和政策の失敗、アメリカにおけるエンロン破綻事件や大停電など市場原理主義、規制緩和による安定供給などの危険性を拭えないものです。

欧米での電力自由化の経験を見ても、全面自由化は少数派です。電気料金の総括原価主義、ブラックボックスの開示や最終保障サービス等の制度設計について、参考人質疑でも危惧が示されました。全面自由化ありきの法案は、問題があります。

第三に、発送電分離を掲げながら、法的分離の名で、持ち株会社グループ一体経営によるガリバー支配の実質を維持しかねないものです。電事

連の望む規制なき独占にならない保証がないのであります。

そもそも、本法案は、骨太方針や成長戦略の柱の一つとされており、そこでは、原発の再稼働は、政府一丸となって地元対策を行い、原発輸出は、官民一体、政府全体として支援するとしております。これは、電力独占と原子炉ブランドメーカーを中心とする、いわゆる日米原発利益共同体によるインフラシステム輸出のための市場確保を最優先とするものです。

しかし、福島県民の願いは、県内全原発の廃炉であります。国民の願いは、脱原発の方針であります。これらの願いに逆行する原発政策と一体の電力システム改革は、結局、再び電力のとりこに陥らざるを得ないものとなるでしょう。

本来あるべき電力改革は、原発事故の教訓を踏まえ、原発ゼロに向け、東電と送電網を公的管理下に置き、明確な発送電分離によって、電力独占への民主的規制と国民的監視による電力民主化を進めるものでなければなりません。

以上、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、今井雅人君。

(今井雅人君登壇)

○今井雅人君 私は、日本維新の会を代表いたしました。電気事業法の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

初めに、電力の自由化も成長戦略の一つでありますので、昨日提示されました政府の成長戦略について、一言だけ申し上げます。

成長戦略を発表するたびに株価が下落しているという皮肉な結果になっております。

目標ばかりが躍り、中身が中途半端になっていることに市場が失望しているんです。私は、長く金融機関でチーフディーラーをしておりまして、もし今私が現役だったら、やはり、この中身では売りたいと思います。

安倍総理、与野党の約束をまさかほごにして、委員会の場に立とうとしない、そんな逃げの姿勢ではなく、堂々と、もつと本気になって改革を進めていただきたい、このことをまずお願いを申し上げます。(発言する者あり)

○議長(伊吹文明君) 静粛にしてください。静粛にしてください。

○今井雅人君(続) 今回の法案は、電力システム改革の第一歩となるものであります。本法案は、広域的運営推進機関の設立が主たる内容であります。附則において電力システム改革のスケジュールを示す、いわゆるプログラム法案となっておりますので、この点も踏まえまして、意見を述べたいと思います。

一連の電力システム改革案において留意すべき点は、大まかに言って、二点と考えております。

まず一点目は、スピード感であります。

茂木経済産業大臣の持論であります、改革は大胆に、スケジュールは現実的のという考え方は理解いたしますが、だからといって、慎重にするが余り、時間がかり過ぎしてしまうようなことがあつてはなりません。

現状の問題点あるいは課題を早急に解決し、一日でも早く、スケジュールを前倒して実行していく必要があります。

経済産業委員会の質疑においても、こうした点

について質問をいたしました。現在計画されているスケジュールには期間の幅があり、その幅の中でスケジュールを早めることもあり得るとの答弁をいただきました。今後、経済産業委員会の質疑において、計画のスピードアップを図れるよう、具体的な提案を行ってまいります。

二点目は、競争政策による新規参入者の誘導であります。

電力の自由化は、市場での競争を促すために、新規参入者をいかに誘導し、そして巨大な一般電気事業者との対等な競争をどう担保できるかが、成功の鍵であります。

具体的には、まず、卸売電力取引所の活性化であります。

この点に関しましては、本年三月に試行され、今夏ごろまでに本格化が予定されております。一般電気事業者の卸売電力取引所への供給に関する自主的取り組みの状況を見ながら、必要であればさらなる活性化政策をとるとの政府の見解を確認させていただきます。

また、委員会での参考人質疑の際に参考人からの意見にもあつたとおり、スマートメーター等の普及による電力のデマンドレスポンス体制を電力システム改革のスケジュールと合わせながら実現することが極めて重要になってくると考えておりますが、この点につきましても、委員会の質疑の中で、その重要性を政府と確認をさせていただきます。

我が党からも、委員会の中で、スマートメーターのソースコードの共通化などの具体的な政策を提案させていただきましたが、今後、迅速な普及に向け、さらなる具体策を議論してまいりたいと考えております。

改革の第三段階に予定されております発送電分離においては、送配電部門の中立性を担保することが極めて重要であります。

政府は、本改革案の中で、法的分離という手法を採用しておりますが、その際、役員の兼任を禁止する等の措置による中立性を講じるとの政府からの答弁がありました。さらに、中立性を担保するために、持ち株会社の監視を強化する措置を講じる必要性も、質疑の中で共有されました。具体策については、今後、さらなる議論をしてまいります。

また、その先には、所有権分離を含めた、さらなる改革の検討の余地はあるとの答弁を茂木経済産業大臣からいただきました。

加えて、本法案により設立されます広域運営推進機関に関しては、人事等での中立性の確保に努め、国のチェックもより厳しくするとの見解が示されました。この点についても、中立性を担保できているかを、今後、随時確認させていただきます。

また、日本経済の安定のため、電力のベストミックスを一刻も早く確立する必要があります。

参考人からの、ベストミックスを決める決めるいにかかわらず、電力の自由化の推進は必要であるとの意見は尊重したいと思いますが、日本のエネルギー政策が定まらなければ、企業、家計にも不安が広がりがかねません。

また、核燃料サイクル、最終処分の問題も、そろそろ決着をつける時期に来ております。年内にエネルギー基本計画が策定されると伺っておりますが、今後の質疑の中で、この点は、電力自由化の議論と並行して、問いたたてまいりたいと思います。

以上述べましたように、現状では、電力システム改革全体としては不明瞭な点も幾つか残っているものの、これらの点に関しては、今後、さらなる審議を進め、明らかにしていくと同時に、政府に対し、改革が後退していかないよう、しっかりと政府の姿勢をただす役割を果たしてまいります。

その我が党の姿勢を表明した上で、実現性に疑問を感じさせるような対案を示して、いたずらに反対するようなことは避け、責任野党として、本改革をまず一歩でも進める必要があるという観点から、本法案に賛成する次第であります。

以上です。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終局をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

案、日程第五、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案、右二案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長松本純君。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本純君登壇〕

○松本純君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするものであります。

次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、これに参議院において、施行後三年を目途として検討を加えるべき事項を追加する修正が行われたものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月五日日本委員会に付託され、同日、田村厚生労働大臣から提案理由の説明を、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について武内参議院厚生労働委員長から参議院における修正部分の趣旨説明を、それぞれ聴取しました。

七日から質疑に入り、十一日には参考人の意見を聴取し、昨十二日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

まず、日程第四につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

次に、日程第五につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

出席国務大臣

法務大臣 谷垣 禎一君
厚生労働大臣 田村 憲久君
経済産業大臣 茂木 敏充君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(通知書受領)

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律

株式会社海外需要開拓支援機構法

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六條第六項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画の報告

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

国際労働機関憲章第十九條六の規定に基づく二千十二年の国際労働機関第百一回総会において採択された勧告に関する報告書

森林・林業基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十四年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十條第二項の規定に基づく「平成二十五年度森林及び林業施策」についての文書

ものづくり基盤技術振興基本法第八條の規定に基づく「平成二十四年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十四年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四條第一項の規定に基づく「平成二十四年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四條第二項の規定に基づく「平成二十五年度食料・農業・農村施策」についての文書

首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく「平成二十四年度首都圏整備に関する年次報告」

土地基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十四年度土地に関する動向」に関する報告

土地基本法第十條第二項の規定に基づく「平成二十五年度土地に関する基本的施策」についての文書

観光立国推進基本法第八條第一項の規定に基づく「平成二十四年度観光の状況」に関する報告

観光立国推進基本法第八條第二項の規定に基づく「平成二十五年度観光施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

長坂 康正君

奥野総一郎君

武藤 貴也君

若井 康彦君

若井 康彦君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

補欠

武藤 貴也君

若井 康彦君

長坂 康正君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

奥野総一郎君

厚生労働委員

辞任

大久保三代君

田畑 裕明君

中川 俊直君

新原 秀人君

青山 周平君

鬼木 誠君

小林 史明君

川田 隆君

國場幸之助君

武井 俊輔君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

河野 正美君

補欠

菅野さちこ君

瀬戸 隆一君

宮澤 博行君

今井 雅人君

菅家 一郎君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

安藤 裕君

環境委員

辞任

石川 昭政君

大久保三代君

藤原 崇君

小沢 鋭仁君

秋本 真利君

鬼木 誠君

佐々木 紀君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

補欠

鬼木 誠君

秋本 真利君

佐々木 紀君

丸山 穂高君

大久保三代君

石川 昭政君

藤原 崇君

小沢 鋭仁君

秋本 真利君

鬼木 誠君

佐々木 紀君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

丸山 穂高君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

城内 実君	川田 隆君
黄川田仁志君	小倉 将信君
松島みどり君	木原 誠二君
小倉 将信君	三ッ林裕巳君
川田 隆君	城内 実君
木原 誠二君	松島みどり君
三ッ林裕巳君	黄川田仁志君

厚生労働委員

辞任

補欠

赤枝 恒雄君	神山 佐市君
今枝宗一郎君	藤原 崇君
高橋ひなこ君	菅野さちこ君
豊田真由子君	勝沼 栄明君
山下 貴司君	武井 俊輔君
足立 康史君	杉田 水脈君
新原 秀人君	河野 正美君
奥水 恵一君	濱地 雅一君
神山 佐市君	桜井 宏君
桜井 宏君	赤枝 恒雄君
藤原 崇君	今枝宗一郎君
河野 正美君	新原 秀人君
勝沼 栄明君	豊田真由子君
菅野さちこ君	高橋ひなこ君
武井 俊輔君	山下 貴司君
杉田 水脈君	足立 康史君
濱地 雅一君	奥水 恵一君

経済産業委員

辞任

補欠

大見 正君	長坂 康正君
佐々木 紀君	助田 重義君
宮崎 謙介君	小林 茂樹君
宮崎 政久君	瀬戸 隆一君
山田 美樹君	白須賀貴樹君
小林 茂樹君	宮崎 謙介君
瀬戸 隆一君	宮崎 政久君
白須賀貴樹君	山田 美樹君
助田 重義君	佐々木 紀君
長坂 康正君	大見 正君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

務台 俊介君	高木 宏壽君
高木 宏壽君	務台 俊介君

(議案提出)

一、去る七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出)

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外四名提出)

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出)

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(法務委員長提出)

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出)

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案

国家賠償法の一部を改正する法律案
幹部国家公務員法案
会計検査院法の一部を改正する法律案
予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十一号)

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十二号)

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二十三号)

以上六件 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(法務委員長提出)

介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外五名提出)

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外十六名提出)

一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出)

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外四名提出)

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出)

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出)

(議案通知)

一、去る七日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

株式会社海外需要開拓支援機構法案

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

産業競争力会議の示す成長戦略素案における医薬品にかかる審査ラグ解消に向けた政府戦略に関する質問主意書(柚木道義君提出)

電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問主意書(小池政就君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問主意書(吉川元君提出)

安倍内閣の内閣官房報償費(官房機密費)の使用と透明化方策に関する質問主意書(赤嶺政賢君外一名提出)

強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本放送協会の受信料過払い返還に関する質問主意書(中田宏君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問主意書

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問に対する答弁書

平成二十五年五月三十日提出

質問 第八七号

提出者 阿部 知子

MMRワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問主意書

MMRワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問主意書

受けた三百二十八万人の全例調査を求めた際に「かつて、おたふくかぜワクチンを含むMMRワクチンの場合、数千人から三万人に一人の割合で無菌性髄膜炎の症例が発生した段階で都道府県における症例発生状況の調査を開始した」と、過去の薬害事件が参照されている。これに対して田村厚生労働大臣は「MMRワクチンは、髄膜炎、接種後、髄膜炎との関係というものは、これ、検査によってこれが、因果関係が明確になった事例が多いということがわかってきたわけでありまして、その結果、これを中止したわけですね。」と答弁している。

しかし、平成十八年十月、大阪高等裁判所の判決において、賠償責任が確定したにもかかわらず、国は賠償金を負担せず、謝罪及び再発防止策の明示もしいないという、そのMMR事件の検証がなされているのかという問題が根底にある。右、田村大臣の答弁にある、検査により因果関係がわかったのは、MMR中止の平成五年ではなく、平成元年である。接種後に健康被害を疑う症例が続発してもなお、因果関係不明を理由に安全対策に躊躇する等の、繰り返し返されてきた日本の薬害の構図が、幾度めになろうか、またここに見え隠れしている。

平成二十四年六月十九日提出質問第三〇九号「MMRワクチン薬害事件における国の責任及び予防接種法の目的に関する質問主意書」(前回質問という)に対する答弁書「平成二十四年六月二十九日受領 答弁第三〇九号(前回答弁という)」が不十分極まりないものであったため、その後の調査により明らかになった資料にも依拠し、再質問とする。

一 前回質問の二は、旧国立予防衛生研究所ムンブス室により、ワクチン後髄膜炎等患者から分離されたウイルスを、PCR法によって野生株由来からワクチン株由来かを鑑別する方法が確立され、同時にMMRWワクチン接種を開始する際に、耳下腺腫脹や髄膜炎がどの程度の頻度で発症するかを監視する必要があるとの警告、提言がなされていた(平成元年三月)。それを踏まえ、その情報提供と情報収集の体制を整えるなどの対応をとらなかったことが、MMRWワクチンによる被害拡大被害事件の原因であり、国の責任が重いことを指摘し、見解を問うた。

それに対する前回回答は、全般的な外れであり、MMRWワクチンを定期接種に導入する経過を答えたにしか過ぎないものであった(前回回答、一について)。

まず、なぜそのような答弁になるのか、釈明を求めたい。

二 前項PCR法を用いた鑑別法は国立予防衛生研究所(以下、予研という、現在の国立感染症研究所)の山田章雄氏が室長を務めるムンブス室において、昭和六十二年ころより開発研究が始まり、平成元年三月の予防接種研究会総会場でその完成が発表された(山田章雄氏「Polymerase chain reactionを用いたムンブスウイルス株の鑑別」、予防接種副反応研究班「予防接種の効果と副反応の追跡調査及び今後の予防接種方式の策定に関する研究」平成元年三月、二十五ページ所収)。

この報告は、厚生省に対してなされたものといえる。

右の事実から、厚生省は平成元年三月に、P

CR法の完成を知りえたことになるが相違ないか。

三 前項に示した予研のPCR法開発研究の過程で、三つの製造所で製造されたムンブスワクチンの接種を受け、その後一定の期間内に耳下腺腫脹や髄膜炎を発症した患者より分離された八つのウイルスについてPCR法で鑑別したところ、それらすべてがワクチン株と同一の塩基配列を示し、ワクチン接種によって耳下腺腫脹や髄膜炎が発生したことが明らかにされた。

その発表の結論として、「(前略)今後、ウイルス分離並びに塩基配列の検査を行いどの程度の頻度でワクチン株による耳下腺腫脹や髄膜炎が起きるのかを監視してゆく必要があると思われる。」と述べられている。それは、発表月の翌四月から始まるMMRWワクチンの接種において耳下腺腫脹や髄膜炎が多発する危険性を明らかにしたものであり、国による、国民、医療機関・市町村等への情報提供と監視体制の構築が必要であることを警告、提言したものである。

右の通り、三月に警告、提言がなされたにもかかわらず、即座に情報提供や髄膜炎等の監視体制を整えることなく、MMRW接種を継続した国の責任は重い。

前回質問の一において示した通り、徳島県保健環境センターの山本保男氏が、同県内で発生したムンブスワクチン後髄膜炎患者から分離されたウイルスが、予研のPCRによってワクチン由来であることを知り、MMRWワクチン接種により同様のことが起こりうる旨、県内医療機関に注意喚起を行なった(山本保男ほか「徳島県におけるMMRWワクチン接種後ムンブス性髄膜炎の発生について」徳島県保健環境センター年報 平成二年八月十九日、および地方衛生研究所全国協議会のWebサイト「健康危機管理事例集」概要版No.4の事例)。このことは、最近の調査から厚生労働省に現存する文書によっても確認されている。すなわち、平成元年五月二十五日、山本氏が予研ムンブス室の山田氏に検体を送りPCRを依頼、山田氏はPCRの結果、分離されたウイルスがワクチン株であったことを電話で回答、のち六月七日に文書で回答したことが記録されている(平成元年八月二十五日付、予研ムンブス室長山田氏から、薬務局生物製剤課課長補佐國枝氏あてFAX文書、厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用対策室保管文書)。山本氏が一例の結果から注意喚起を行なったことからしても、予研で八例の鑑別結果を得ているわけであり、厚生省はそれをもって対応を迫られていたと解される。

右のことを参照すれば、さらに国の責任は明確である。政府の見解はいかがか。

四 前項に示した通り、予研ムンブス室が平成元年三月に「警告・提言」したことに国が迅速に対応しなかったがために、発見が遅れた症例が記録されている事例が東京都にある(平成二年五月一日付で区市町村から東京都へ提出された「健康被害発生報告書」、MMRW大阪訴訟弁護団編著「MMRWワクチン被害事件」所収)。

左にその概要を抜粋する。

一才七か月の女児。

平成元年四月五日、MMRW接種。同年四月十七日発熱・発疹、同二十五日高熱、翌二十六日高熱、症状から髄膜炎を疑い入院。症状と検査

結果から無菌性髄膜炎との診断。

五月十六日、後遺症なく軽快、退院、その後、経過観察で六月、八月外来受診。

MMRWワクチンの副作用発見の動機は、元年十一月十六日の二才児歯科検診に來所した母親の話から、MMRW接種後髄膜炎で三週間入院したことが判明。

平成二年四月二十一日付で正式に報告を受理。

同年五月一日付で東京都へ報告。(それが後に国へ報告されたことになる。)

(抜粋を終わる。)

本事例は、髄膜炎の診断から七ヶ月後の歯科検診で自治体を知り、正式受理が十か月後、東京都への報告までに一年以上が経過している。報告書に記載されている接種液の情報から武田薬品工業製統一株ワクチン(ロット番号H001)であることが確認できるとし、厚生労働省「MMRWワクチン健康被害救済申請一覧(平成十六年一月二十七日作成)」と照合して、平成二年十二月十日に被害認定された症例であることがわかる。母親が検診で話題にしたのは、おそらく報道により髄膜炎のことを知ったからだろうと推測される。右の経過からして、髄膜炎を診断した医師もワクチンの副作用の可能性に気づいていなかったとみるのが自然である。

この事例は、危険性もしくはその疑いが生じた時には、迅速にその情報が開示・提供されなければ副作用情報が集まらないし、適切な安全対策を講じられないことを見事に示しているが、政府の見解はいかがか。

五 次に、本事件訴訟において、大阪地方裁判

所、同高等裁判所のいずれにも提出されていない次の文書にもとづきお尋ねする。

厚生労働省医薬品局総務課医薬品副作用被害対策室に現存する文書「MMRワクチンに関する資料の提出について」(平成五年六月三日付、阪大微生物病研究会観音寺研究所の某氏から厚生省新医薬品課厚生技官平山佳伸あて、平成xx年xx月xx日開示請求、受付番号開第三九四二号、同xx年xx月xx日開示決定に添付された、「別添資料2 自社株MMRワクチン治験時の無菌性髄膜炎について」によれば、PCR法の完成が発表された平成元年三月、「予研杉浦部長の依頼により、分離ウイルス二十五株を送付(上記二株を含む)」とあり、同年六月「上記二株を含め、分離ウイルスの多くは、ワクチン株に由来との報告を(予研から引用者注)受ける。」とも記載されている。つまり、山田らによる八例のウイルスの他に、阪大微研会が保有していた、ワクチン接種後に髄膜炎等を発症した患児から分離されたムンプスウイルス二十五株が、予研に提供され、PCR法による鑑別試験の結果、それらの多くがワクチン株である、すなわちそれまで自然感染による髄膜炎等とされてきた症例が、実はワクチン由来、だったことが判明したのである。平成元年三月までに、ワクチンで髄膜炎等が起っていたことが八例確認され、六月末日までにさらに二十五例近くで起こっていたことが判明、合計三十三例近い症例が確認されたことになる。予研杉浦部長とは、MMRワクチンの開発研究に携わった杉浦昭氏であり、ムンプス室長山田章雄氏の上司であった。

右の事実から、平成元年六月末までには、三十三例近いワクチン株由来の症例が予研に集まった。すなわち厚生省がそのことを知りえたことになる。見解はいかがか。

六 前項五の通り、平成元年六月末までには、三十三例近いワクチン株由来の症例が厚生省直轄の予研に集まったにもかかわらず、厚生省は、その時点でも対策を講じることなく漫然とMMR接種を継続したことが被害拡大の最大の原因と言える。はしか予防の定期接種に際し、ただちにMMRワクチンの使用を中止し、はしか単味ワクチンに戻すべきであった。見解はいかがか。

七 杉浦昭氏及び、予研所長大谷明氏は、その部下、山田章雄氏らがPCR法の開発研究を進めていることを当然把握する立場にあり、厚生省はその二人を経由するルートで開発研究の経過、実験結果等を知りえたともいえる。厚生省科学研究費によつて行われていた昭和六十三年度における山田らのPCR法開発研究の内容を、厚生省が把握するのは、同研究費の申請手続きに即して推定した場合、早ければいつごろであったといえるか。

八 予研、杉浦昭部長及び大谷明所長の、MMRワクチンの製造承認や定期接種への導入に関する中央薬事審議会、公衆衛生審議会の委員委嘱に関する事実を明らかにされたい。

九 予研、杉浦昭部長、大谷明所長らは、製造承認の審査過程において、また、定期接種への導入を決定するまでの審議過程に関与したとすれば、部下が実施しているPCR法の開発に関する研究の経過、実験の結果などを逐次厚生省に

報告し、審議会の審議に反映させるべきだったといえるが、MMRワクチン製造承認に関する審議会及び定期接種への導入を決定する審議会議事録等から、予研でPCR法の開発研究がこなわれているという類の発言、その研究結果により、承認後に何らかの対応が必要になるとか、定期接種でMMRを開始する際に、同様に対応が必要になるなどの発言等があったことを確認できるか。

十 前回質問の三において指摘した、都道府県が独自に髄膜炎発症率の情報開示を行わないよう、国が圧力をかけたことに関して、さらに具体的な資料を示して再び見解を問うこととする。

左に、平成元年十一月二十一日付、静岡新聞の記事を示す。

(見出し)

新三種混合ワクチン副作用の発表 厚生省が静岡県に「圧力」

(記事本文)

静岡県は二十日、副作用による無菌性髄膜炎が問題となつてゐる、はしか、おたふくかぜ、風しんの新三種混合ワクチン(MMR)について静岡県内で実施した発生状況調査結果を発表する予定でいたが、当日になつて厚生省が「これは厚生省の調査。公衆衛生審議会にも資料として提出するので各県で個別に発表するな」と圧力をかけてきたため急ぎよ発表を取りやめた。これについて静岡市内の市民団体「静岡予防接種を考える会」(鈴木美子代表)は「子供の健康を心配しているからこそ県も接種延期を打ち出したのに肝心の調査結果が公表できないなん

て。厚生省は一体国民が審議会か、どっちの角度を見ているのか」と同省の姿勢を批判している。

MMRはことし四月から新規導入されたが、

その後、副作用とみられる無菌性髄膜炎の発症報告があり、厚生省が十月二十五日付で各都道府県に「MMRの使用は慎重に」と通知したため十日現在十八府県が接種を見合わせている。本県でも「慎重に対応では市町村がかえつて混乱する」として同省が調査結果に沿つて最終判断を示すまでは接種を延期するよう県内十七保健所長と静岡、浜松両市長に要請していた。

一方、県では各保健所を通して四月から十月末までのワクチン接種後の副作用発症例について調査。この結果、同ワクチンの接種が原因とみられる無菌性髄膜炎の症例が見つかったため二十日、同省に調査結果を報告するとともに結果の公表の準備を進めていた。

ところが、同省保健医療局結核感染症対策室から発表に關し「待つた」がかり急ぎよ中止。県保健予防課では「患者のプライバシーを除けばなら発表に問題はないはず。厚生省の調査といつても実際は県や市の機関が調査したもので、こんなことは異例」として厚生省の姿勢に疑問を投げかけている。

(記事引用を終る)

左に厚生労働省に現存する、平成元年十二月二十日開催の公衆衛生審議会伝染病予防部会予防接種委員会の議事メモ(医薬品局総務課副作用被害対策室所蔵、ただし本文書は旧保健医療局に保管されていたものの写しとみられる)から抜粋して示す。

(二枚目)

伝染病予防部会予防接種委員会
元年十二月二〇日

共用第一〇会議室

1、室長あいさつ

経緯の説明……………別紙参照

2、資料説明(省略—引用者注)

(以下に委員ごとの発言メモ—引用者注)

平山 髄液検査をしたものではないものが一緒にカウントされると混乱するのでは?

(二枚目から九枚目省略—引用者注)

(十枚目より、保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室室長の発言およびその前後一名の委員発言を抜粋—引用者注)

国枝 業務のまとめは、六〇〇〇人に一人

二〇〇〇人に一人から六〇〇〇〇人に一人ということから、医薬品としては容認できるだろうということになった

室長 今日までは、県独自で頻度の発表をするなど言っているが、今日の夜以降はおさえられない。群馬の一／四〇〇〇というのも出てくるだろう

大谷 いろいろな頻度が出てくる方がよいかもしれない

(抜粋を終わる)

右の新聞報道および議事メモは見事に符合し、室長発言のメモ「発表をするな」おさえられない」の表現が如実に物語っている、まさに情報開示を抑制する「圧力」としかいいようがない。前回質問三の(二)この制限が国民に受け入れられる十分に合理的な理由はあるのか説明されたい。に対して「厚生労働省が現時点で把握

している限りでは、御指摘の同省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室が保存する議事メモ以外に当時の具体的な状況を確認できる資料がなく、当該議事メモの記述からは、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁があったが、新聞報道と議事メモが見事に一致しているのだから、情報開示の制限をかけたという前提で、そのことに十分合理的な理由が認められるのか見解を述べよう。

十一 一市民の開示請求によると、現在の厚生労働省健康局にはMMR事件関連文書の保存状況は、訴訟記録とMMRワクチン導入から当面見合わせに至る経過を示す通知類をのぞいては多くが廃棄されていたとのことであった。本来健康局にあったはずの文書が、かろうじてその写しが医薬食品局に保管されているというものもある。

健康局において、MMR事件関連の文書について、いつ、どのような文書を廃棄したのか記録に基づいて回答されたい。

十二 以上、総じて、厚生省は平成元年三月になされた前述の予研の警告・提言を受けて、MMRワクチン接種後に髄膜炎等が起こりうることを国民、市町村、医療機関、同ワクチン製造元(特に阪大微研会以外に統一株MMRワクチンを製造していた北里研究所、武田薬品工業)等へ情報提供し、あわせて予防接種法に基づき市町村が、及び薬事法に基づき医療機関、製造元が、それぞれが副作用情報を漏れなく報告するよう促す手だてを講じるなど、安全対策が必要であったにもかかわらず、平成元年四月から同年九月に関係審議会を開催するまでの間、いず

れの対応もとることなく接種を開始、継続したことが、その後の被害を拡大させる最大の原因となった。

国は、その責任を自覚し、同種の薬害再発防止のために、MMRワクチン薬害事件の検証を実施すること。そのために現存する関係の行政資料を永年保存扱いとし、常時閲覧可能な体制を整えることを強く要求するものである。

右、被害拡大の責任及び検証の必要性や資料の扱いについて、政府見解はいかがか。
右質問する。

内閣衆質一八三第八七号

平成二十五年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問に対する答弁書

一、四及び六について

厚生労働省としては、先の答弁書(平成二十四年六月二十九日内閣衆質一八〇第三〇九号。以下「前回答弁書」という。)一について、MMRワクチンの接種を開始した経緯について誠実に答弁したものと考えている。

同省としては、麻しんの定期予防接種におけるMMRワクチンの使用については、その接種が可能となった昭和六十三年十二月十九日以

降、平成五年四月二十七日に使用を見合わせるまでの間において、「予防接種の実施について」(昭和五十一年九月十四日付け衛発第七百二十六号厚生省公衆衛生局長通知。以下「通知」という。)に基づく市町村からの予防接種後の健康被害の報告など、必要な情報を収集した上で、旧公衆衛生審議会及び旧中央薬事審議会においてその時点の最新の科学的知見に基づいた客観的かつ専門的な審議を随時行い、その結果を踏まえ、逐次適切に対応してきたところである。同省としては、お尋ねの平成元年六月末時点において、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条第一項の規定によりMMRワクチンの製造を承認した昭和六十三年九月時点におけるMMRワクチンの有用性の判断に影響を与えるに足る情報を知り得ていなかったため、MMRワクチンの使用の中止を行わなかったものである。

二について

厚生労働省で調査した限りでは、お尋ねの「厚生省は平成元年三月に、PCR法の完成を知りえたことになった」かどうかについて、当時の具体的な状況を確認できる資料がないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

厚生労働省で調査した限りでは、御指摘の「八例の鑑別結果」について、平成元年三月当時、旧国立予防衛生研究所から旧厚生省本省のMMRワクチン関係部局に対して報告が行われたかどうかについては確認できておらず、御指摘の事例を基に、お尋ねの国の責任についてお答えすることは困難である。

五について

厚生労働省で調査した限りでは、御指摘の平成五年六月に財団法人阪大微生物病研究会（以下「阪大微研」という。）から旧厚生省に提出された文書の存在は確認しているが、当該文書に記載されている分離ウイルス二十五株の検査結果が事実かどうかについては、旧国立予防衛生研究所の後身である国立感染症研究所において確認できず、お尋ねの「厚生省がそのことを知りえたことになる。」かどうかについて、当該文書以外に当時の具体的な状況を確認できる資料がなく、当該文書の記載からは、お尋ねについてお答えすることは困難である。

間、同審議会委員として、昭和五十三年六月八日から昭和五十五年七月七日まで及び同年七月十一日から昭和五十七年七月十日までの間、旧公衆衛生審議会委員として、同年十月二十七日から昭和六十一年九月十五日までの間、同審議会専門委員として、同年十月十六日から昭和六十三年九月十五日まで、同年十月二十六日から平成二年十月二十五日まで、同年十一月五日から平成四年十一月四日まで及び同年十月十九日から平成六年十一月十八日までの間、同審議会委員として任命されていた。

九について

厚生労働省で調査した限りでは、御指摘の「発言等があったこと」については、確認できなかった。

十について

前回答弁書三の（二）についてお答えしたとおり、厚生労働省が現時点で把握している限りでは、御指摘の同省医薬品局総務課医薬品副作用被害対策室が保存する議事メモ以外に当時の具体的な状況を確認できる資料がなく、当該議事メモの記述からは、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十一について

厚生労働省においては、御指摘のMMR事件関連の文書の廃棄について具体的な状況を記録しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十二について

一、四及び六についてお答えしたとおり、厚生労働省としては、麻しんの定期予防接種に

おけるMMRワクチンの使用については、その接種が可能となった昭和六十三年十二月十九日以降、平成五年四月二十七日に使用を見合わせるまでの間において、通知に基づく予防接種後の健康被害の報告など、必要な情報を収集した上で、旧公衆衛生審議会及び旧中央薬事審議会においてその時点の最新の科学的知見に基づいた客観的かつ専門的な審議を随時行い、その結果を踏まえ、逐次適切に対応してきたところである。お尋ねの平成元年四月から同審議会生物学的製剤特別部会生物学的製剤調査会が開催された同年九月十一日までの間においても、MMRワクチン由来と疑われる無菌性髄膜炎に係る情報の収集等を実施し、この情報を基に、同調査会において取りまとめられた意見を踏まえ、同月、MMRワクチンの製造業者等に対して、MMRワクチンの添付文書の使用上の注意の副反応の項の改訂等を指示するなど、適切に対応してきたところである。

御指摘の事件の検証については、同省としては、阪大微研に対して平成五年に実施した調査及び平成六年に実施した行政処分に関する資料並びに当該事件に関する訴訟における同省の対応に関する資料を作成し、公表を行っている。また、御指摘の行政資料を含む行政文書の保存又は公開に関しては、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）等の規定に基づき、適切に対応している。

平成二十五年五月三十日提出
質 問 第 八 八 号
禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問主意書

提出者 阿部 知子

禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問主意書
この質問主意書の目的は、タクシーおよびハイヤー乗務員と利用者の受動喫煙防止（サードハンドスモーク）残留煙害Ⅱを含む）にある。

最近、北京の大気汚染が深刻な状況にあると報ぜられ、「PM_{2.5}（微小粒子状物質）の問題が大きくクローズアップされている。WHO（世界保健機関）は、このPM_{2.5}については屋外基準15μg/m³と定めている。ところが禁煙でない飲食店は1000〜5000μg/m³となっており北京並みの汚染状態である。さらに、タクシー車内で1人が喫煙すると1000μg/m³を超える数値となり、WHOの定める緊急事態とされる数値の4倍以上のレベルにあると産業医科大学大和浩教授は測定結果を明らかにしている（日本経済新聞二〇一三年三月一〇日号）。

一方、二〇〇五年十二月の「禁煙タクシー訴訟」判決において、東京地裁は、タクシーの禁煙化に関しては事業者の自主性に任せるのではなく、国が適切な対応を取るよう求めている。さらに、現在、約百八十か国が加盟する「たばこ規制枠組み条約（FCTC／二〇〇四年に日本国も批准・発効）第八条では、職場やタクシーを含む公共交通機関など公共性の高い施設における人々をタバコの煙にさらされることから保護するよう求めている。

以上の状況を踏まえ、以下質問する。

一 国土交通省は、「禁煙タクシーの導入に伴う留意事項」において、禁煙車両については、乗務員は旅客の存しない場合でも喫煙しないよう事業者に指導しているから、「現時点では、法令により、乗務員が旅客の存しない事業用自動車内において喫煙することを禁止することは考えていない」との見解を以前に行われた質問に対する答弁書の中で述べている。

しかし、国交省の見解は、「禁煙タクシーの導入に伴う留意事項」であり、非禁煙タクシーにおいて旅客の存しない場合における乗務員の車内喫煙については指導の対象外（野放し状態）となっている。全国的には、一〇%前後の非禁煙タクシーが走行している現状を踏まえ、これについても指導の対象とすべきではないか、見解を問う。

二 健康増進法第二十五条は、多数の者が利用する施設を有する者は、当該施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されており、タクシーおよびハイヤー事業者においても、同条の規定を踏まえ、禁煙化に取り組むべきものであるとの見解を国土交通省は示しているが、同省自らは事業者に対し、直接受動喫煙防止措置を講ずるよう指導はしていないものと解される。

しかし、上記に述べた通り、車内で喫煙した場合には、PM_{2.5}の問題が極めて深刻な状況（WHOの定める緊急事態とされる数値の4倍以上のレベル）となることが明確になってきた。国交省は、こうした事実が明確になって

も、なお従来の見解を維持するのか見解を問う。

三 上記の通り、東京地裁はタクシーの禁煙化について事業者任せにすべきではなく「国が適切な対応をすべきである」と判決付言で述べている。今なお、「事業者任せ」でよいのか見解を問う。

四 公共交通機関における喫煙禁止は世界の潮流となっているが、G8各国（米・英・加・仏・独・伊・露）におけるタクシー車内の喫煙規制の状況はどうなっているのか、実態を明らかにされたい。

五 日本における「禁煙タクシー」の総車両台数およびその割合はどうなっているか、実態を明らかにされたい。

内閣衆質一八三第八八号
平成二十五年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

現時点においては、たばこの煙に含まれる御指摘の「PM_{2.5}」による人体への影響については、十分に説明されておらず、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の規定等

を踏まえ、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が自主的に車両の禁煙化に取り組みべきものであると考えており、国土交通省としても、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）において、車両内の禁煙に関する規定を設けるなど、事業者が禁煙車両を導入しやすくするための措置を講じてきたところである。

なお、同省としては、禁煙タクシーの導入に伴う留意事項について（平成十九年九月二十五日付け国土旅第百五十五号国土交通省自動車交通局旅客課長通知）等により、事業者に対し、禁煙車両については、車内において、たばこのにおいを感じることをないよう、乗務員は旅客の存しない場合でも喫煙しないよう指導しているところであるが、お尋ねの非禁煙車両については、旅客の喫煙により、たばこのにおいは一定程度残るものであることから、指導の対象とする必要はないと考えている。

四について

お尋ねの「G8各国（米・英・加・仏・独・伊・露）におけるタクシー車内の喫煙規制の状況」については把握しておらず、お答えすることとは困難である。

五について

国土交通省としては、全事業者が保有する禁煙車両の台数（以下「全禁煙車両台数」という。）及び全事業者が保有する車両の総数に占める全禁煙車両台数の割合は把握していないが、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（以下「連合会」という。）及び一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「協会」という。）によれば、連合会及び協会に加盟している事業者が平成二十

三年三月三十一日時点で保有する禁煙車両の台数は二十二万五千九十四台とのことである。なお、同日時点で協会に加盟している事業者が保有する車両の総数は三万九千三百九十四台であり、同年一月一日時点で連合会に加盟している事業者が保有する車両の総数は十九万四千八百八十六台であるとのことである。

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木憲昭君提出亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義君提出民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問に対する答弁書

衆議院議員柏倉祐司君提出抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義君提出薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問に対する答弁書

平成二十五年五月三十一日提出
質 問 第 八 九 号

亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問主意書

提出者 佐々木憲昭

亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問主意書
二〇一〇年十月二十日、岐阜県御嵩町で発生した亜炭廃坑の陥没事故は、約三千四百平方メートルにも及ぶ大規模なものとなった。地盤の沈下・陥没・傾斜・亀裂などにより、民家など六棟が被害、五世帯十七人が避難生活を余儀なくされた。

同町では、居住地の六割にあたる地下に百五十七箇所以上の廃坑が存在しており、「いつ陥没事故が起きるか分からない」といわれている。

私は、二〇一〇年の事故直後に御嵩町の事故現場を訪れ、被害の実態を把握するとともに、住民の方々から寄せられた要望をふまえて、当時の大畠章宏経済産業大臣に対し、「亜炭鉱廃坑陥没事故に関する申し入れ」を行い、「国として緊急的な対策をとる」ことを強く求めた吉井英勝衆議院議員（当時）と連名。その後、岐阜県や御嵩町からも国に対する度重なる要望が出されていることは、周知のことである。

今年五月十二日には、同町内で道路の陥没事故が起きるなど、同様の被害は継続的に発生している。この数年間を見れば、岐阜県内だけでも、御嵩町、中津川市、可児市、瑞浪市などで大小の陥没事故が発生し、事故件数は増加傾向にある。

さらに、二〇一一年三月の東日本大震災によって、宮城県など過去に亜炭採掘が行われてきた地域で数百箇所に及ぶ陥没事故が発生していることも確認されている。

近い将来、南海トラフの巨大地震において震度六弱の揺れが想定されているなか、市街地のほとんどに亜炭廃坑をかかえる御嵩町では、「人命にも関わりかねない甚大な被害に繋がる恐れが高い」（御嵩町「亜炭鉱廃坑対策要望」）と大きな危機感を抱いている。

しかし現在、国の対策は、特定鉱害復旧事業等基金の対象に限定されており、被害者の実態に即した救済や、陥没を予防するための対策等には使用できない、「堅い制度」（岐阜県知事）となっている。亜炭採掘が国策として進められてきたもので

ある以上、新たな事故が発生する前に、制度の見直しを含めて、国として緊急に必要な対策を講ずるべきであると考えている。

したがって、次の事項について質問する。

一 特定鉱害復旧事業等基金（以下「基金」）について

1 岐阜県では、現在約五億円の基金が運用されているが、二〇一〇年の御嵩町における大規模陥没事故等への対応により、基金残高は大幅に減少し、当初の半分近くにまで減っているといわれる。直近の残高（見通し）を明らかにされたい。

2 大幅な基金の減少・枯渇は、住民にとつて特定鉱害復旧事業制度の終焉を予期せられるものであり、不安は募るばかりである。今年五月二十二日の衆議院経済産業委員会において、茂木敏充経済産業大臣は「基金が終わったから事業をやめます」ということはいたしません」と言明している。これは、基金の存続を意味することか、改めて確認したい。

3 今後、陥没事故が続発すれば基金を存続するための予算措置は、当然必要となる。それは、どのように行うのか、明確にされたい。その際、基金が長期的に存続するよう資金の確保をするための制度の改正を行うべきだと考えるがどうか。見解を求める。

二 亜炭廃坑の予防的措置について

1 現行の特定鉱害復旧事業制度では、災害復旧が基本であり、予防的措置の実施は対象外となっている。私は、二〇一〇年十二月、当時の大畠章宏経済産業大臣に対し、「地下調査や亜炭廃坑の充てん等、予防的地盤対策事業を

実施できるような制度の見直しを行う」よう要請をした。その際、大畠大臣から「対応の仕方について検討する」旨の回答を得た。このことは、翌一一年五月十三日の衆議院経済産業委員会における日本共産党吉井英勝衆議院議員（当時）の質疑においても確認されている。

改めて聞くが、この大畠大臣の回答を受けて、経済産業省は「対応の仕方について」いかなる検討を行ったか、明確な回答を求める。

2 さらに前述の委員会質疑（一一年五月十三日衆議院経済産業委員会）において、吉井議員（当時）は「陥没する前に基金を使つて対策を打つておいたら、被害を小さくできるし、コストも安い。そういうふうな発想を変えて救済に当たることを考えていくことが大事」と指摘した。これに対し、海江田万里経済産業大臣（当時）は、「委員から新たな提案をいただいたわけでございますから、それをしっかりと受け止めて、これはよく岐阜県とも協議をしなければいけません、また関係する省庁とも協議をしなければいけませんので、そうした協議、検討をしてみたいと思っております」と答えている。

この大臣答弁を受けて、政府・経済産業省は、予防的措置に関して、岐阜県や関係省庁との間でどのような検討を行ったか、具体的な答弁を求める。

3 昨年十月、日本共産党岐阜県委員会が経産省に対し、「空洞の埋め戻し等の予防的措置に基金が使えるようにし、基金予算を拡充して下さい」との要請を行った際、「基金は鉱害

事故が起きたとき、土地や家屋の復旧に使う。予防のためには使えない。他省庁が行う耐震化事業等の一般施策で対応してもらう」との回答だった。「他省庁が行う耐震化事業等については、文科省や消防庁などの財布の出所を探している」旨の回答である。ここには、あくまでも現行の特定鉱害復旧事業制度にこだわりのままに、いまだに大小の陥没事故が発生している根本原因を未然に取り除く予防的地盤対策事業を実施できる制度の見直しを行う意思がまったく見受けられない。

茂木経済産業大臣は、去る五月二十二日の衆議院経済産業委員会の答弁のなかで、「基金をつくつて、その基金の中で鉱害復旧工事を行つていくということでありますけれども、本当に、これからきちんと復旧をする意味で、今の仕組みでいいのか、……こういったことも改めて検討する必要がある、こういう時期に来ていると思います」と述べている。

改めて聞くが、この大臣答弁に示された「きちんと復旧をする」とは、亜炭採掘によって空洞化し、さらに経年劣化が進んでいる現状を、埋め戻し等の予防措置により文字通り採掘前の状態に復旧するという理解でいいのか、明確にされたい。

4 政府・経済産業省が前述のような認識に立っていないなら、「きちんと復旧をする」とは何を意味しているのか、具体的な答弁を求める。

5 御嵩町からも繰り返し要望が出されているように、「現行制度の見直しを行つたうえで新たな法制度の創設」（鉱害予防制度の創設）

は、亜炭廃坑による度重なる陥没事故の被害を受けている関係地域の住民にとって、緊急かつ切実なものである。「今の仕組みでいいのか」改めて検討する必要がある」との茂木大臣の答弁の真意は、このような要望を念頭においたものであるか、また、どのような体制で検討するのか、いつまでに結論を出すのか、明らかにされたい。

内閣衆質一八三第九号

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐々木憲昭君提出亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問に対する答弁書

一について

岐阜県における御指摘の特定鉱害復旧事業等基金(以下「基金」という。)の残高については、同県によれば、平成二十四年度末時点において、約二億五千万円程度であると見込まれるとのことである。石炭採掘に起因するいわゆる浅所陥没が発生した場合には、まずは基金により復旧工事が行われると承知しているが、基金において必要な資金が確保されているかどうかについて、今後、注視してまいりたい。

基金については、原状回復が目的である復旧

工事をその事業対象としているが、経済産業省においては、御嵩町からの「鉱害予防制度の創設」等に係る要望について承知しており、今後、防災及び減災対策について、関係地方公共団体及び関係府省と連携を図り、何ができるか検討してまいりたい。

平成二十五年五月三十一日提出
質問 第九〇号

民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問主意書

提出者 柚木 道義

民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問主意書

保険指定を受ける民間病院等が、移転あるいは新設にともない取得した土地に公道等を整備した上で、当該病院等が保有する用地を薬局等利害関係のある法人等に販売し、利益を得るようなビジネスモデルが展開されるとして、それは健康保険法及び医療法の謳う崇高な精神とは相反するものと考えているが政府の見解如何。

あるいは、民間病院等があらかじめ移転等を考える用地を取得し、公道を挟んだ土地や周囲の土地も併せて取得し、薬局、診療所、後方支援施設等利害が及ぶ施設等に購入価格よりはるかに高額の価格で売買する行為が認められるのかについて政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八三第九〇号

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柚木道義君提出民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問に対する答弁書

お尋ねの件については、詳細な事実関係が明らかでないことから、健康保険法(大正十一年法律第七十号)又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に違反するかどうか等について、一概にお答えすることは困難である。

なお、医療法人が当該医療法人が開設する病院等を建設するために必要な土地を購入すること及び利用する予定のない土地を売却することについては、健康保険法及び医療法上禁止されていない。また、医療法人が行うことができる業務の範囲については、同法第三十九条等に定められており、土地の売買等を業として行うことは認められていない。

平成二十五年五月三十一日提出
質問 第九一號

抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問主意書

提出者 柏倉 祐司

抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問主意書

新型インフルエンザ対策として平成二十一年から抗インフルエンザ薬(タミフル及びビリンザ)を国及び都道府県が備蓄を行う行政備蓄が行われている。しかし財政難にあえぐ地方自治体には備蓄にかかる経費負担が大きく、さらには大量の抗インフルエンザ薬が期限切れを理由に廃棄されるなどの問題もあり、備蓄行政の在り方をいま一度検討する必要がある。そこで、以下質問する。

一 抗インフルエンザ薬(タミフル及びビリンザ)の有効期限は現在七年であるが、発売当初の有効期限は三年であった。安全性が確認され七年に延長されたということだが、七年以上の安全性が見込めるのではないか。有効期限の延長に関する検討を国が製薬会社と積極的に求めていくべきと考えるが政府の見解は如何。

二 期限がきた行政備蓄用の抗インフルエンザ薬を再製剤化してもう一度備蓄に回している国もある。我が国も再製剤化を検討すべきと考えるが政府の見解は如何。

三 国及び都道府県は備蓄用の抗インフルエンザ薬を製薬会社から「行政備蓄以外の目的で使用しない」という契約をして販売価格の六、七割で購入している。これでは使用期限が切れたものはすべて破棄され、予算と薬の両方が無駄になってしまう。国及び地方自治体が三、四年後に返品可能という契約で卸業者から購入すれば、予算は大幅に節約できる。さらには卸業者が返品された抗インフルエンザ薬を市中の医療機関に流通させるので薬自体の無駄もなくなる。

予算も薬自体も大きく節約できる備蓄スキームに改善していくべきと考えるが政府の見解は如何。
右質問する。

内閣衆質一八三第九一号
平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柏倉祐司君提出抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柏倉祐司君提出抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問に対する答弁書

一について

タミフル及びリレンザの有効期間については、タミフル及びリレンザの製造販売業者による長期保存試験の成績に基づき、タミフル及びリレンザの製造販売業者により、いずれも七年と設定されたものである。タミフル及びリレンザの有効期間の延長については、厚生労働省としては、タミフル及びリレンザの効率的な備蓄という観点から望ましいものと考えており、これまで、タミフル及びリレンザの製造販売業者に対して、有効期間の延長を検討するよう、必要に応じて働きかけを行ってきたところである。

二について

お尋ねの「再製剤化」については、厚生労働省としては、医薬品の製造販売業者から、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の規

定により承認された医薬品の製造方法に再製剤化による製造方法を追加する旨の同条第九項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認（以下「一変承認」という。）の申請が行われた場合には、申請資料に基づき、承認の可否を判断することとしている。お尋ねの「再製剤化」により製造されたタミフル及びリレンザの備蓄については、タミフル及びリレンザの再製剤化に係る一変承認の申請の状況等も考慮しつつ、必要に応じて検討してまいりたい。

三について

御指摘の「国及び地方自治体が三、四年後に返品可能という契約で卸業者から購入し」、「返品された抗インフルエンザ薬を市中の医療機関に流通させる」とについては、抗インフルエンザウイルス薬が流通する市場への影響や卸売販売業者の意見等を考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えているが、いずれにせよ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、厚生労働省としては、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成二十五年六月七日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）等を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。また、各都道府県においても、政府行動計画等を踏まえつつ、適切に対応されるものと考えている。

平成二十五年六月三日提出
質問 第九二号

薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問主意書

薬学系人材養成の在り方に関する検討会において薬剤師を養成することを目的とする六年制薬学部における薬学教育モデル・コアカリキュラムが検討されていると理解するところであるが、この検討会における人選について六年制への年限延長の意味も含めて文部科学省の見解を以下に求めるものである。

一 平成十八年度より薬学部薬剤師養成課程の修業年限が六年に延長されたものであるが、修業年限を延長した理由をお示し願いたい。

二 平成十八年度より薬学部には、六年制教育課程に併せて四年制教育課程が併設されることとなったが、このように二つに教育課程を区分した理由と意味づけについて説明願いたい。

三 薬剤師養成を本来目的としていない四年制課程が担う主たる役割について文部科学省の見解如何。

四 薬学部の薬剤師養成課程である六年制課程のカリキュラムを検討する薬学系人材養成の在り方に関する検討会の委員名簿には、主として日本薬学会を中心とした研究系教員が名前を付らねており、卒業生の半分以上が就職を予定する薬局及び病院等の経験者は少数派となっている。同検討会の委員のなかで、薬局及び病院薬剤部における経験を有する委員がいるのであれば、その人数と各々の薬局又は病院薬局における就業年数等をお示し願いたい。

五 日本薬学会は、薬に関係する研究者や技術者が、学術上の情報交換を行い、学術文化の発展を目的とする学術団体であると標榜しており、

主として薬剤師養成や薬剤師の職業的発展や職業教育について発展させることが主たる目的とはなっていないと考えられる。我が国には、薬剤師養成や薬剤師の職業的な発展を目的とする団体が他に存在するにも関わらず、薬剤師養成を主とする六年制薬学部の教育検討を担う委員会においてあえて日本薬学会を重用せざるを得ない理由があるのであればその理由を明示願いたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第九二号
平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柚木道義君提出薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘のような「薬学部薬剤師養成課程」に係る修業年限の六年制への延長は、医療技術の高度化や医薬分業の進展等に伴い、医薬品の安全使用や薬害の防止等についての社会的要請が高まりつつある中で、薬剤師が医療の担い手としての役割を積極的に果たすべく、医薬品を人体に適正に使用するための知識や患者とのコミュニケーション能力などの臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を養成するため、臨床の現場

における長期間の実務実習の実施などにより大学における薬学教育を改善・充実する必要があることから行われたものである。

もつとも、平成十三年三月当時の薬学部卒業生の進路状況を見ると、卒業後、薬剤師として薬局や病院等に就職する者の割合が約四割である一方、大学院に進学する者の割合が二割強、製薬企業や医薬品を販売する企業に就職する者の割合が二割弱などとなっているなど、大学における薬学教育が、薬剤師の養成のみならず多様な人材の養成に寄与していることに鑑み、御指摘のような「四年制教育課程」の「併設」も認めることとしたところである。

「四年制教育課程」からは、企業に医薬情報担当者として就職する者のほか、大学院へ進学した後、製薬企業等で研究・開発に携わる者や大学教員となる者など、薬学の基礎的知識を持つて社会の様々な分野で活躍する多様な人材が輩出されることが期待されている。

四について

御指摘の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）の委員の経歴については、その詳細についてまで逐一把握しているものではないため、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、平成二十四年度の検討会の委員のうちお尋ねの「薬局及び病院薬剤部における経験を有する委員」は少なくとも五名おり、その経験年数はいずれも十年以上であると承知している。

五について
検討会は、薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行い、必要に

応じて報告を取りまとめることを目的としており、大学における薬学教育の改善・充実に関して専門的な意見を聴くため、これに関する幅広い知見を有する者に委員を委嘱しているところであり、こうした観点から委嘱した委員の中には、公益社団法人日本薬学会の関係者も含まれているものと承知しているが、お尋ねのように「あえて日本薬学会を重用」しているものではない。

刑法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年六月五日

参議院議長 平田 健二

衆議院議長 伊吹 文明殿

刑法等の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の七」に改める。

第二十五条の見出しを「刑の全部の執行猶予」に改め、同条第一項中「期間、そのの下に「刑の全部の」を加え、同条第二項中「あつてもそのの下に「刑の全部の」を加える。

第二十五条の二の見出しを「刑の全部の執行猶予中の保護観察」に改め、同条第二項中「保護観察」を「前項の規定により付せられた保護観察」に改め、同条第三項中「保護観察を」を「前項

の規定により保護観察を」に改める。

第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加え、同条第一号及び第二号中「その刑の」の下に「全部の」を加える。

第二十六条の二の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加え、同条第三号中「そのの下に「刑の全部の」を加える。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加える。

第二十七条の見出し中「猶予期間」を「刑の全部の執行猶予の猶予期間」に改め、同条中「執行猶予」を「全部の執行猶予」に、「猶予の期間」を「その猶予の期間」に改め、第一編第四章中同条の次に次の六条を加える。

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその

執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

（刑の一部の執行猶予中の保護観察）

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

（刑の一部の執行猶予の必要的取消し）
第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合におい

て、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第二項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役

又は禁錮に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「ときの下に」、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたときを加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。

(恩赦法の一部改正)
第二条 恩赦法昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定の」を「定め」に改め、同条第三項中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「又」を「また」に改め、同条に次の一項を加える。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減軽する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を減軽する減刑のみを行うものとし、また、刑を減軽するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条中「刑の言渡し」を「刑の言渡し」に改め、同条ただし書を次のように改める。
ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受

けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わつた者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

(更生保護法の一部改正)

第三条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 通則(第四十八条―第六十五条)」を「第一節 通則(第四十八条―第六十五条)」を「第一節の二 規制薬物等に対する依存条」がある保護観察対象者に関する特則(第六十五条の二―第六十五条の四)」に、「第七十九条を

「第七十八条の二」に改める。
第十六条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十七条の三第二項 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第 号) 第四

第二項において準用する場合を含む。」を加える。
第二十七条第四項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第三十七条第二項及び第三十九条第三項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。
第四十八号第四号中「第二十五条の二第一項」の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(第四号第一項)」を加える。

第四十九号第一項中「第五十七条」の下に「及び第六十五条の三第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五十条第三号中「同じ。」の下に「又は第七十八条の二第二項を加え、同条第四号中第三十九条第三項」の下に「又は第七十八条の二第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(第四号第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。))が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次

条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされていた前項第三号の届出に係る住居(第三十九条第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

第五十一条第二項中「次条」の下に「に定める場合を除き、第五十二条」を、「第二十六条の二」の下に「第二十七条の五」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

第五十一条の次に次の一条を加える。
(特別遵守事項の特則)
第五十一条の二 薬物使用等の罪を犯した者に

第五十一条の二 薬物使用等の罪を犯した者に

に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第四項の定めるところにより、規制薬物等(同法第二条第一項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。)の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七条の五に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。 2 第四項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。 3 第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一項」と読み替えるものとする。 4 第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定	は、釈放の時までに行うものとする。 5 前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合には、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。 第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「長は」の下に「刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている」を加え、「刑法第二十五条の二第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項(猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次条第四項において同じ。)を定め、又は変更することができ、この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。 第五十三条第一項中「特別遵守事項」の下に
「(遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であつて当該期間が満了したものその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であつて当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。 4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。 第五十四条第二項中「又は第四十一条」を削り、「懲役」を「懲役」に、「又は保護処分」を「の執行のため收容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。))により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の規定により保護処分」に改める。 第五十五条第二項中「又は保護処分」を削り、「第三十九条第一項又は第四十一条」を「第三	十九条第一項」に改め、「までに特別遵守事項」の下に「(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)」を、「定められたとき」の下に「保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため收容している者について第四十一条の規定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。 第六十三条第二項第一号中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改める。 第三章第一節の次に次の一節を加える。 第一節の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則 (保護観察の実施方法) 第六十五条の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。 (指導監督の方法) 第六十五条の三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によつて行うことができる。

一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとつたときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

第六十五条の四 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生

福祉に関する機関その他の者に対し病状、治療状況その他の必要な情報の提供を求めるなどして、その保護観察における指導監督が当該保護観察対象者の心身の状況を的確に把握した上で行われるよう必要な措置をとるものとする。

第七十条第二項中「第五十一条の下に」、第五十二条を、「第六十五条の下に」から第六十五条の四までを加え、同条第三項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第三章第五節中第七十九条の前に次の一条を加える。

(住居の特定)

第七十八条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事

情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すものとする。

3 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

第七十九条中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第八十一条第一項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第五項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「同項」を「これら」に改める。

第八十二条中「少年院に収容されている者」の下に「(以下この条において「収容中の者」と総称する。)」を加え、同条に次の三項を加える。

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の

の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たつて必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

4 第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

第八十三条中「前条」を「前条第一項」に改め、第八十四条中「前二条」を「第八十二条第一項及び前条」に改める。

第八十五条第一項第三号及び第四号中「の刑の」を「につき刑の全部の」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったもの

第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による

少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を、「第五十条第一項、第五十一条に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二条第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五條第二項の表第二十七條第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八條の項中「第四十九條」の下に、「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七條第二項」を、「第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「第五十二条」を、「第六十五條」の下に「第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五

十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五條第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。附則第十一條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條中更生保護法第五十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十三條第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二十

七條の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

2 第三條の規定による改正後の更生保護法第五十一條第二項第六号（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

一 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四條第一項第一号の保護処分決定

二 少年院からの仮退院を許す旨の決定

三 仮釈放を許す旨の決定

四 刑法第二十五條の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

五 婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定

3 第三條の規定による改正後の更生保護法第四十九條第一項及び第六十五條の三の規定は、この法律の施行前に前項各号に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

(恩給法の一部改正)

第三條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八條ノ二ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降

ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第四條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十三條第二項中「刑法第二十五條の二第一項の規定により」を「猶予の期間中」に、「である」を「とする」に改める。

第三百四十五條中「免除、刑の」の下に「全部の」を加える。

第三百四十九條第二項及び第三百四十九條の二第二項中「第二十六條の二第二号」の下に「又は第二十七條の五第二号」を加える。

第三百五十條の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その

刑の全部の「を」を加え、「しない」を「せず」、又は拘留の刑を言い渡す」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第六条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以上以下のものを除く。

第二十五条の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑の下に」の全部を、「の者」の下に「及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡す」を「言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五条第四項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第三十八条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「執行猶予の言渡しを受けた」を「執行猶予中の」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の四中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず」、又は拘留の刑を言い渡す」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第九条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「執行」を「刑の全部の執行」に改める。

第二十四条第二項中「第六十一条第一項の下に」及び第八十二条第二項から第四項まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替へるものとする。

第二十五条第四項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第二十六条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、並びに第六十条から第六十四条まで」を「第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四まで」に、「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改め、「同じ」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、「同条第四号中「第三十九条第三項」を「同項第四号中「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」に改め、「第五十一条第二項中」の下に「次条に定める場合を除き、第五十二条とあるのは「第五十二条と、」を、「第二十六条の二」の下に「第二十七条の五」を加え、「及び第五十五条第二項」を削り、「又は第四十一条を」の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることが

なくなつたこと。次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分執行のため収容している者を釈放するとき」に改め、「第二十五条第一項」の下に「の決定により、補導処分執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」を加え、「又は保護処分」を「執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」に改め、「補導処分」の下に「の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第三十一条中「同法第八十五条から第八十七条まで及び第九十八条」を「同条から同法第八十七条まで及び同法第九十八条」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第十条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表中 1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判 百年

を 1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判 百年

(五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
(六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

五年
三年(法務省令で定めるもの)について、法務省令で定める期間)を

(五) 刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの
(六) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判(五)の裁判を除く。)に係るもの
(七) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

八年
五年
三年(法務省令で定めるもの)について、法務省令で定める期間)に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十一条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ただし書中「ただし、」の下に「刑の全部の」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「その刑の」の下に「全部の」を加える。

(更生保護事業法の一部改正)

第十三条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改

め、同項第三号中「刑の」の下に「全部の」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第九号中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第六十五条」を「第六十五条の四」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十五条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加える。

第七十四条第二項及び第七十六条第一項中「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加える。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十六条 出入国管理及び難民認定法及び日本国

との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「禁錮」を「禁錮」に改め、「者」の下に「刑の全部の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四条第四号ハ(2)の規定の適用については、同号ハ(2)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。

(旧国會議員互助年金法の一部改正)

第十七条 国會議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項本文中「禁錮」を「禁錮」に、

「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、当該年金は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、その支給を停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑法を改正して、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、更生保護法を改正して、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなど、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑法の一部改正

(一) 刑の一部の執行猶予制度の導入

刑務所に服役したことがない者、あるいは刑務所に服役したことがあつても出所後五年以上経過した者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるとすること。

(二) 刑の一部の執行猶予中の保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができるものとすること。

2 更生保護法の一部改正

(一) 特別遵守事項の一部改正

保護観察の特別遵守事項の類型に、「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規

範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。」を加えること。

(二) 規制薬物等に対する依存がある保護観察

対象者に関する特別の新設

(1) 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならないものとする。

(2) 規制薬物等に対する依存があると認められる保護観察対象者に対しては、保護観察における指導監督として、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けること及び規制薬物等に対する依存の改善のための専門的な援助を受けることについて、必要な指示その他の措置をとることができるものとすること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑法を改正して、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、更生保護法を改正して、地

域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなど、所要の法整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年六月十一日

衆議院議長 伊吹 文明殿
法務委員長 石田 真敏

(別紙)

刑法等の一部を改正する法律案に対する附

帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、特に次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 施設内処遇と社会内処遇の連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。加えて、再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割の重要性に鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、緊密な連携強化を図っていくこと。

二 裁判員裁判においても刑の一部の執行猶予の適用がなされ得ることを踏まえ、裁判員に対して制度の趣旨及び内容についての情報提供が十分に行われるよう努めるとともに、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、その趣旨の徹底に努めること。

三 社会貢献活動の実施後、事例の収集を行うとともに、一定期間経過後にその効果の検証及びより改善更生に資する運営を行うために外部の有識者も入れた会議を設置して調査・検討を行うとともに、薬物事犯者の処遇に当たっては、関係機関との更なる連携を強化し、本制度の施行後、両法の対象となつた者の再犯状況を検証し、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年六月五日

衆議院議長 伊吹 文明殿
参議院議長 平田 健二

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内においてその者の特性に応じた処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法(明治四十年法律第四十五号)の特則を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物(これらを含む。)であつて同条の政令で定めるもの、覚せい、剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬並びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらをいう。

2 この法律において「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法第三百三十九条第一項若しくは第四百四十条(あへん煙の所持に係る部分に限る。)の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 大麻取締法第二十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。)の罪又はその未遂罪

三 毒物及び劇物取締法第二十四条の三の罪

四 覚せい、剤取締法第四十一条の二第一項(所持に係る部分に限る。)、第四十一条の三第一項第一号若しくは第二号(施用に係る部分に限る。)

五 若しくは第五号の罪又はこれらの罪の未遂罪

五 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。)、第六十四条の三第一項(施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。)、第六十六条第一項(所持に係る部分に限る。)

若しくは第六十六号の二第一項(施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。)

の罪又はこれらの罪の未遂罪

六 あへん法第五十二条第一項(所持に係る部分に限る。)

若しくは第五十二条の二第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

(刑の一部の執行猶予の特則)

第三条 薬物使用等の罪を犯した者であつて、刑法第二十七条の二第一項各号に掲げる者以外のものに対する同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二

条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において同条第一項に規定する規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが」とする。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則)

第四条 前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2 刑法第二十七条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により付せられた保護観察の仮解除について準用する。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消しの特則等)

第五条 第三条の規定により読み替えて適用される刑法第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては、同法第二十七条の四第三号の規定は、適用しない。

2 前項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについての刑法第二十七条の五第二号

の規定の適用については、同号中「第二十七条の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四号第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について三年以上の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮し

て、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるとすること。

2 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

1の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとすること。

3 施行期日

この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十五年六月十一日

衆議院議長 伊吹 文明殿
法務委員長 石田 真敏

〔別紙〕

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、特に次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 施設内処遇と社会内処遇の連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。加えて、再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割の重要性に鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、緊密な連携強化を図っていくこと。

二 裁判員裁判においても刑の一部の執行猶予の適用がなされ得ることを踏まえ、裁判員に対して制度の趣旨及び内容についての情報提供が十分に行われるよう努めるとともに、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、その趣旨の徹底に努めること。

三 社会貢献活動の実施後、事例の収集を行うとともに、一定期間経過後にその効果の検証及びより改善更生に資する運営を行うために外部の有識者も入れた会議を設置して調査・検討を行うとともに、薬物事犯者の処遇に当たっては、関係機関との更なる連携を強化し、本制度の施行後、両法の対象となった者の再犯状況を検証し、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

電氣事業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電氣事業法の一部を改正する法律

電氣事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一編 総則(第一条・第二条)

第二編 電氣事業

第一章 事業の許可等(第三条―第十七条)

第二章 業務

第一節 供給(第十八条―第二十七条)

第二節 広域的運営

第一款 電氣事業者相互の協調(第二十八

条)

第二款 卸供給事業者等の届出(第二十

八条の二・第二十八条の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二

十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二

十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第

二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第

二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―

第二十八条の三十九)

第六目 業務(第二十八条の四十―第

二十八条の四十六)

第七目 財務及び会計(第二十八条の

四十七―第二十八条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一)

第九目 雑則(第二十八条の五十二)

第四款 供給計画(第二十九条)

第三節 監督(第三十条―第三十三条)

第三章 会計及び財務(第三十四条―第三

十七条)

第三編 電氣工作物

第一章 定義(第三十八条)

第二章 事業用電氣工作物

第一節 技術基準への適合(第三十九条―

第四十一条)

第二節 自主的な保安(第四十二条―第四

十六条)

第三節 環境影響評価に関する特例(第四

十六条の二―第四十六条の二十

三)

第四節 工事計画及び検査(第四十七条―

第五十五条)

第五章 承継(第五十五条の二)

第三章 一般用電氣工作物(第五十六条―第

五十七條の二)

第四編 土地等の使用(第五十八条―第六十六

条)

第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関

及び登録調査機関

第一章 登録安全管理審査機関(第六十七

条―第八十条)

第二章 指定試験機関(第八十一条―第八十

八条)

第三章 登録調査機関(第八十九条―第九十

九条)

第六編 雑則(第一百条―第一百四十四

条)

第七編 罰則(第一百五十五条―第二百二十三

条)

第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二

節の節名、同節第一款から第三款までの款名、同

章第三節の節名、第三章の章名、同章第一節及び

第二節の節名、同節第一款から第四款までの款

名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章

名、同章第一節から第三節までの節名並びに第六

章から第八章までの章名を削る。

第一条の前に次の編名を付する。

第一編 総則

第二条第一項第十四号を次のように改める。

十四 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 特定電氣事業を営む他の者から受電した

一般電氣事業者が、同時に、その受電した

場所以外のその供給区域内の場所におい

て、当該他の者のその特定電氣事業の用に

供するための電氣の量の変動に応じて、当

該他の者に対して、電氣を供給すること。

ロ 特定規模電氣事業を営む他の者から受電

した一般電氣事業者が、同時に、その受電

した場所以外のその供給区域内の場所(特

定電氣事業者が次条第一項又は第八條第一

項の許可を受けたところにより、特定電氣

事業を開始した供給地点(同条第三項の規

定による変更の届出があつたときは、その

変更後のもの。第十八条及び第二十五条に

において「事業開始地点」という。）を除く。）において、当該他の者に対して、当該他の者のその特定規模電気事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。 ハ 電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このハにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に應ずるものに限る。）。 第二条第二項を次のように改める。 2 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。 一 他の一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業 二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業 三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業（前二号に該当するものを除く。） 第三条第一項中「この節」を「この章」に改め、同条の前に次の編名及び章名を付する。	第二編 電気事業 第一章 事業の許可等 第七条第一項中「この節」を「この章」に改める。 第十七条の次に次の章名及び節名を付する。 第二章 業務 第一節 供給 第二十四条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「ための電気」の下に「又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。 第二十五条第一項ただし書中「又は特定規模電気事業の用に供するための電気」を「若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」に改める。 第二十七条中「特定規模電気事業者の」を「特定規模電気事業者（以下この条において「一般電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等の」に、「制限し、」を「制限すべきこと」に、「一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者から」を「一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等から」に、「制限する」を「制限すべきことを命じ、又は勧告する」に改め、同条に次の一項を加える。 2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 第二十七条の次に次の節名及び款名を付する。
第二節 広域的運営 第一款 電気事業者相互の協調 第二十八条の見出しを削り、同条中「による」の下に「電気の安定供給の確保その他の」を、「卸供給事業者」の下に「及び第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者」を加え、同条の次に次の二款及び款名を加える。 第二款 卸供給事業者等の届出 （卸供給事業者の届出） 第二十八条の二 卸供給事業者（特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。次項、次条第一項及び第三十一条第二項において同じ。）は、その事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした卸供給事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 前項の事項を変更したとき。 二 その事業を廃止したとき。 三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。 （特定自家用電気工作物設置者の届出） 第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者（電気事業者及び卸供給事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に	又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。 2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第三項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 前項の事項を変更したとき。 二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。 四 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。 第三款 広域的運営推進機関 第一目 総則 （目的） 第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者

官 報 (号 外)

に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。	2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。	三 第十六条の二第三項の届出をする場合 四 その他経済産業省令で定める場合	8 第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。
(法人格) 第二十八条の五 推進機関は、法人とする。	(加入義務等) 第二十八条の十一 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。	(設立要件) 第二十八条の十三 推進機関を設立するには、その会員にならうとする七以上の電気事業者が発起人とならなければならない。	(認可の申請) 第二十八条の十四 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
(数) 第二十八条の六 推進機関は、一を限り、設立されるものとする。	2 第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。	2 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。	一 名称 二 事務所の所在地 三 役員の氏名及び住所並びに会員の商号
(名称) 第二十八条の七 推進機関は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いなければならない。	3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。	3 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。	2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
(登記) 第二十八条の八 推進機関は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	4 電気事業者は、推進機関に加入した場合に、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	(認可の基準) 第二十八条の十五 経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	(脱退等) 第二十八条の十二 会員(特定規模電気事業者である会員を除く。)は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。	5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。	二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第二十八条の九 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、推進機関に準用する。	2 会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。	6 推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。	三 役員のうち第二十八条の二十一各号のいずれかに該当する者がいないこと。
第二目 会員 (会員の資格等) 第二十八条の十 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。	一 第十五条第一項から第四項までの規定により第三条第一項の許可が取り消された場合 二 第十四条第一項の許可(電気事業、特定規模電気事業を除く。)の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合	7 第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。	四 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること。

(指名職員の会議への出席) 第二十八条の三十二 経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。 (総会の決議事項) 第二十八条の三十三 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 一 定款の変更 二 予算の決定又は変更 三 業務規程の変更 四 決算 五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項 (総会の議事) 第二十八条の三十四 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、前条第一号及び第三号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。 (臨時総会) 第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。 (総会の招集) 第二十八条の三十六 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つて	しなければならない。 (総会の決議事項) 第二十八条の三十七 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 (会員の議決権) 第二十八条の三十八 各会員の議決権は、平等とする。 2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。 (議決権のない場合) 第二十八条の三十九 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。 第六目 業務 (業務) 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。 三 送配電等業務(一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する基本的な指針(第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。)を策定すること。	四 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。 五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のために必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 九 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。 (業務規程) 第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に關し必要な事項が含まれていなければならない。 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 (報告又は資料の提出) 第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報	告又は資料の提出を求めることができる。 2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。 3 経済産業大臣は、推進機関から要請があつた場合において、推進機関が業務を行うため特に必要があると認めるときは、推進機関に対し、資料(この法律の実施に關し経済産業大臣が保有する情報に係るものに限る。)を交付し、又はこれを閲覧させることができる。 (情報の提供義務) 第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。 (推進機関の指示) 第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。 一 当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。 二 会員に振替供給を行うこと。 三 会員から電気の供給を受けること。
--	--	---	--

四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。 2 推進機関は、前項の規定による指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。 3 推進機関は、第一項の規定による指示を受けた会員が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとっていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。	ていると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 一 内容が法令に違反しないこと。 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。 三 不当に差別的でないこと。 3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、推進機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。 4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。 第七目 財務及び会計 第二十八条の四十七 推進機関の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。 (予算等の認可) 第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (財務諸表等の提出) 第二十八条の四十九 推進機関は、事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定める	ところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。 3 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。 (経済産業省令への委任) 第二十八条の五十 この法律で規定するもののほか、推進機関の財務及び会計に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。 第八目 監督 (監督命令) 第二十八条の五十一 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、推進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に關して監督上必要な命令をすることができ。 第九目 雑則 (解散) 第二十八条の五十二 推進機関の解散については、別に法律で定める。 第四款 供給計画 第二十九条の見出しを削り、同条第一項中(「特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。」を削り、「開始前に」の下に「推進機関を経由して」を加え、同条第四項第一号中「一般電気事業者」の下に「特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を加え、同項に次の一号を加える。 五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。 第二十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「による」の下に「電気の安定供給の確保その他の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「事項を」の下に「推進機関を経由して」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替へるものとする。 第二十九条第一項の次に次の一項を加える。 2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。 第三十条の見出しを「業務改善命令」に改め、同条中「一般電気事業者又は特定電気事業者」を「電気事業者」に、「電気の供給の業務の方法」を「電気事業の運営」に、「供給の業務の方法を改善
--	---	--

すべきを「電気事業の運営の改善に必要な措置をとる」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第三節 監督

第三十一条第一項中「災害その他非常の」を「電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

第三十一条第二項中「前項の規定による命令」を「第一項若しくは第二項の規定による命令又は第三項の規定による勧告」に改め、「その他命令」の下に「又は勧告」を加え、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、一般電気事業者が電気を提供することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者が電気を提供することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 経済産業大臣は、第一項から第三項までの措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。

第三十二条第一項中「前条第二項」を「前条第六項」に、「とのわかない」を「調わかない」に改める。

第三章 会計及び財務

第三十七条の次に次の編名及び章名を付する。

第三編 電気工作物

第一章 定義

第三十八条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 事業用電気工作物

第一節 技術基準への適合

第四十一条の次に次の節名を付する。

第二節 自主的な保安

第四十六条の二中「この款」を「この節」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第三節 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二中「この款」を「この節」に改める。

第四節 工事計画及び検査

第四十六条の二の次に次の節名を付する。

第五節 承継

第五十五条の次に次の章名を付する。

第三章 一般用電気工作物

第五十五条の二の次に次の章名を付する。

第五十七條の二の次に次の編名を付する。

第四編 土地等の使用

第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。

第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。

第一章 登録安全管理審査機関

第七十三条第一項中「この節」を「この章」に改め

第七十五条第一項中「第二百二十二条の二」を「第二百二十二条の四」に改める。

第八十条の次に次の章名を付する。

第二章 指定試験機関

第八十四条の二第一項中「この節」を「この章」に改める。

第八十五条の二中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第八十八条の次に次の章名を付する。

第三章 登録調査機関

第九十三条から第九十六条までを削る。

第九十二条の五中「第九十二条の四」を「第九十二条」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十二条の四第三号中「第九十二条の二」を「第九十三条」に改め、同条を第九十五条とする。

第九十二条の三を第九十四条とし、第九十二条の二を第九十三条とする。

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

第九十七条から第九十九条まで 削除

第九十九条の二から第九十九条の四までを削る。

第一百条の前に次の編名を付する。

第六編 雑則

第一百三十一条第一項中「もの」の下に「であつて政令で定めるものを加える。

第六十六条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第七十七条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第二項の規定による立入検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。

一 第二十八条の四十三の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていないこと。

10 経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11 推進機関は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12 第九項の規定により立入検査をする推進機関

の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。 第七百七条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 第九百九条第二項中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改める。	第九百九条第七号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改め、「又は処分」を削る。 第九百九条の二中「又は支援機関」を削り、同条第一号中「又は第九十八条第一項」及び「又は支援業務」を削り、同条第二号中「又は第九十九条の二第一項」を削り、「違反して第八十七条の二第一項」を「違反して同項」に改め、同条第三号中「又は第九十九条の二第二項」を削り、同条第四号中「第六百六条第六項」を「第六百六条第七項」に改め、同条第五号中「第七百七条第六項」を「第七百七条第七項」に改め、同条を第九百九条の三とし、第九百九条の次に次の一項を加える。 第九百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 二 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による送付をしなかつたとき。 三 第六百六条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 四 第七百七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 第九百二十条第一号中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。	五の二 第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第九百二十条第八号中「第五項まで」を「第四項まで若しくは第六項に改め、同条第十号及び第十一号中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改め、同条第十二号中「第五項まで」を「第四項まで若しくは第六項」に改める。 第九百二十二条の二中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改め、同条を第九百二十二条の四とする。 第九百二十二条の次に次の二条を加える。 第九百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 この法律の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。 二 第二十八条の八第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。 三 第二十八条の十第二項の規定に違反したとき。 四 第二十八条の十三第二項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。 五 第二十八条の四十に規定する業務以外の業務を行つたとき。 六 第二十八条の四十四第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 七 第二十八条の四十六第三項又は第二十八条	の五十一の規定による命令に違反したとき。 八 第二十八条の四十六第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 九 第二十八条の四十九第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。 第九百二十二条の三 第二十八条の七第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。 第九百二十三条第一号中「第五項」の下に、「第二十八条の二第二項、第二十八条の三第二項」を加え、「第九十二条の二」を「第九十三条」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 次条(第五項を除く。)並びに附則第三條、第十條及び第十一條の規定 公布の日 二 第二十七条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第九百三條第一項及び第九百九條第七号の改正規定並びに第九百二十條第五号の次に一号を加える改正規定並びに附則第八條及び第九條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第二條第一項第十四号及び第二項の改正規定並びに第二十四條の三第一項及び第二十五條第一項ただし書の改正規定並びに次条第五項及び附則第五條の規定 平成二十六年四月一日
--	---	--	---

官 報 (号 外)

(託送供給約款の届出等に関する経過措置) 第二条 この法律の公布の際現にこの法律による改正前の電気事業法(以下この項、附則第七条及び第八条において「旧法」という。)第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成二十六年一月六日までに、この法律による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款について、新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給(旧法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給を除く。以下この項において同じ。)に係る電気に係る振替供給及び新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。 2 新法第二十四条の三第三項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。 3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。 4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。 5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。 第三条 前条第二項において準用する新法第二十	四條の三第三項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の刑を科する。 (卸供給事業者等の届出に関する経過措置) 第四條 この法律の施行の際現に卸供給を行う事業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月間、新法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。 2 この法律の施行の際現に一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続している発電用の自家用電気工作物であつて新法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置している者は、施行日から三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。 (広域的運営推進機関に関する経過措置) 第五條 推進機関(新法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関をいう。以下この条並びに附則第十一条第二項及び第五項第四号におい	て同じ。)の発起人又は会員になろうとする者は、施行日前においても、新法第二編第二章第二節第三款(第二十八条の十四及び第二十八条の十五を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他推進機関の設立に必要な行為、推進機関への加入に必要な行為及び推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができ。 2 推進機関の発起人は、施行日前においても、新法第二十八条の十四及び第二十八条の十五の規定の例により、推進機関の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 第六條 この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関という文字を用いている者については、新法第二十八条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 (秘密保持義務に関する経過措置) 第七條 この法律の施行の際現に存する旧法第九十三条第一項に規定する送配電等業務支援機関の役員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。 (処分等の効力) 第八條 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。	(罰則の適用に関する経過措置) 第九條 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置) 第十一條 政府は、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。 一 平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。 二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るための措置
--	---	---	---

(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに当たつての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)によつて実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととする)をいう。)によつて実施することを検討するものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によつて実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たつては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と

併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その実施の時期を見直すものとする。

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たつては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の卸売業を営む者から電気の供給を受けることができる者への電気の供給を保障すること。

ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作

物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の卸売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター(電気の卸売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用の節減に資する機能を有する電力量計をいう。)の導入を促進するための措置、卸電力取引所(電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。)における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の卸売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の卸売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合において当該特定の電気の卸売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

6 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

理 由

現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひつ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによつて電気の安定供給の確

保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時において、電気事業者に対して、従来の一般電気事業者の供給区域を越えた電力融通を指示することなどをその業務とする「広域的運営推進機関」を創設し、経済産業大臣による供給命令の発動要件を拡充するとともに、自家発電設置者に対する供給勧告制度を新たに創設すること。

2 自家発電設置者が保有する発電設備の有効活用を図るため、自家発電設置者が他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合において、当該自家発電設置者が一般電気事業者の送配電ネットワークを利用するためのルールを整備すること。

3 現在は罰則付きの命令しか規定されていない経済産業大臣による電気の使用制限措置を見直し、需要家に過度な負担を強いることがないよう、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を新たに創設すること。

4 本年四月二日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」を踏まえ、本案の附則において、「小売及び発電の全面自由化」、「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」などの実施時期やこれを実現するための法案提出時期を規定するとともに、電力システム改革を進める上での留意事項などを規定すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひつ迫状況を踏まえ、電力システム改革の二本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期し、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにするための措置として妥当なものと認めるが、今後における電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置に関し、電力システム改革の目的を明記するとともに、特定の電気事業者の競争条件を改善するための措置が検討等される場合について、その競争条件が著しく悪化することが明らかなる場合を追加する等の必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年六月十二日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十一条 政府は、○この法律の円滑な施行を図るに係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、

き、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

一 平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るための措置(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに当たつての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この

項及び次項において同じ。)によって実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととすることをいう。)によって実施することを検討するものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たつては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないこと

その他の事由により、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、^{に限り}その実施の時期を見直すものとする。

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。

ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター（電気の売電を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の売電に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使

用の節減に資する機能を有する電力量計を用う。）の導入を促進するための措置、卸電力取引所（電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。）における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の売電を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の売電を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合^{○又は著しく悪化することが明らかなる場合}において当該特定の電気の売電を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の利用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

6 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

（別紙）
電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の売電に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が増えない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第三段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を検討し、可能なものについては早急に措置を講ずること。

二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社の負担の軽減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方を見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講ずること。

三 今後、第三段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の利用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とする。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たつての課題検証とその結果

に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年中に策定される予定である新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもつて進め、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとする。

五 電力システム改革を推進する上で阻害要因となり得る地方自治体による売電契約や交付金の運用等に関する現在の行政規制及び事実上の慣行の有無に関して早急に検証を行い、可能なものについては前倒して是正し又は撤廃する等の適切な措置を講ずること。

六 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の売電への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年六月五日

参議院議長 平田 健二
衆議院議長 伊吹 文明殿

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 障害者就業・生活支援センター(第二十七条―第三十六条)を」第二章の二

「障害者就業・生活支援センター(第二十七条―第三十三条)に対する差別の禁止等(第三十四条―第三十六条の六)」に、「身体障害者又は知的障害者」を

「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節 精神障害者に関する特例(第六十九条―第七十三条)」を削り、「第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三

節 対象障害者」に、「(第七十四条)」を「(第七十三条―第七十四条)」に、「第五節」を「第四節」に、「第四章 雑則(第七十五条―第八十五条)」を

「第三章の二 紛争の解決」の援助(第七十四条の二)に、「(第七十五条―第八十五条の三)」を「(第七十五条―第八十五条の四)」に改める。

「第八十五条の四」に改める。

第一条中「身体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改め、「(ための措置)」の下に、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置」を加える。

第二条第一号中「又は精神障害」を、「精神障害(発達障害を含む。第六号において同じ。その他の心身の機能の障害)」に改める。

第七条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十三条の次に次の章名を付する。
第二章の二 障害者に対する差別の禁止等
第三十四条から第三十六条までを次のように改める。

(障害者に対する差別の禁止)
第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(障害者に対する差別の禁止に関する指針)
第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するため必要な指針(次項において「差別の禁止に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三章の前に次の見出し及び五条を加える。
(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)
第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつていない事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつていない事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 第七項第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三章の前に次の見出し及び五条を加える。
(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)
第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつていない事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつていない事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針)
第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(助言、指導及び勧告)
第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。
第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 対象障害者の雇用義務等
第三十七条の見出し中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神保健

の他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針)
第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(助言、指導及び勧告)
第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。
第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 対象障害者の雇用義務等
第三十七条の見出し中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九条を除き、以下同じ。をいう。 第三十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第四十条中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十一条第一項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十二条第一項第二号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十三条第一項中「除く。」の下に「次章を除き。」を加え、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者又は知的障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十四条第一項第二号から第四号まで及び第三項並びに第四十五条第一項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十五条の二第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第二号及び第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。	第四十五条の三第一項各号、第三項第一号及び第六項並びに第四十六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第四十九条第一項中「身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う」を「対象障害者の雇用に伴う」に改め、同項第一号中「第五節」を「第四節」に改め、同項第二号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号中「身体障害者又は知的障害者である労働者」を「対象障害者である労働者」に改め、同号イ中「身体障害者」の下に「又は精神障害者」を加え、同号ロ中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号の二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第五号中「若しくは知的障害者」を「知的障害者若しくは精神障害者」に、「又は知的障害者」を「知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第六号中「又は知的障害者」を「知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第七号中「身体障害者又は知的障害者の職業」を「対象障害者の職業」に、「身体障害者又は知的障害者である」を「対象障害者である」に改め、同号二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第九号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。 第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十四条第二項、第三項及び第五項、第五十五条並びに第五十六条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。	第三章第三節の節名を削る。 第六十九条から第七十二条までを次のように改める。 第六十九条から第七十二条まで 削除 第七十三条の前に次の節名を付する。 第三節 対象障害者以外の障害者に関する特例 第七十三条第一項中「精神障害者」の下に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを除く。」を加え、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、「知的障害者又は」の下に「第二条第六号に規定する」を加える。 第三章第四節の節名を削る。 第七十四条に見出しとして「(身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施等)」を付する。 第七十四条の二第二項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「次章」を「第四章」に改め、同項第一号中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同項後段を削る。 第三章中第五節を第四節とする。 第三章の次に次の一章を加える。 第三章の二 紛争の解決 第一節 紛争の解決の援助 (苦情の自主的解決) 第七十四条の四 事業主は、第三十五条及び第三	十六条の三に定める事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。 (紛争の解決の促進に関する特例) 第七十四条の五 第三十四条、第三十五条、第三十六条の二及び第三十六条の三に定める事項についての障害者である労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第七十四条の八までに定めるところによる。 (紛争の解決の援助) 第七十四条の六 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることが出来る。 2 事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 第二節 調停 (調停の委任) 第七十四条の七 都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の
--	---	---	---

当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、障害者である労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読む替えるものとする。

(船員に関する特例)

第八十五条の二 第七十四条の八の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

2 船員等に関しては、第三十六条第一項、第三

十六条の五第一項、第三十六条の六及び第八十四条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十六条第二項及び第三十六条の五第二項中「同条第三項中」とあるのは「同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、と、第七十四条の五中「から第七十四条の八まで」とあるのは「第七十四条の七及び第八十五条の二第三項」と、第七十四条の六第一項、第七十四条の七第一項及び第八十四条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。）」と、第七十四条の七第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第八十二条第一項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十條第一項、第二十一条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について

準用する。この場合において、同法第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。）」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第八十五条の三 第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。第八十六条第二号中「身体障害者若しくは知的

障害者」を「対象障害者」に改める。

第八十七条第一項中「第八十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第四条第一項中「第五節」を「第四節」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第八項中「身体障害者又は知的障害者」及び「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項を削る。

附則第五条第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第六条(見出しを含む。)中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一号の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節 精神障害者に関する特例(第六十九条―第七十三条)」を削り、「第四節 身体障害者、知的障害者及び精神

障害者」を「第三節 対象障害者」に、「(第七十四条)を(第七十三条・第七十四条)に、「第五節を(第四節)に改める部分を除く。」、第一条の改正規定(身体障害者又は知的障害者を「障害者」に改める部分を除く。)、第七條及び第十條の改正規定、第三十三條の次に章名を付する改正規定、第三十四条から第三十六條までの改正規定、第三章の前に見出し及び五條を加える改正規定、第四十三條第一項中「除く。」の下に「次章を除き。」を加える改正規定、第七十四條の二第三項中「次章」を「第四章」に改める改正規定、第三章の次に一章を加える改正規定、第八十五條の二を第八十五條の四とし、第四章中第八十五條の次に二條を加える改正規定並びに第八十七條第一項の改正規定並びに附則第三條、第六條及び第八條の規定 平成二十八年四月一日 (施行前の準備) 第二條 この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第三十六條第一項に規定する差別的禁止に関する指針の策定及び新法第三十六條の五第一項に規定する均等な機会の確保等に関する指針の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第三十六條及び第三十六條の五の規定の例により行うことができる。 (紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置) 第三條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する	法律(平成十三年法律第百十二号)第六條第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五條第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項(同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のあつせんに係る紛争については、新法第七十四條の五新法第八十五條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (一般事業主の雇用義務等に関する経過措置) 第四條 新法第四十三條第二項及び第五十四條第三項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、これらの規定中「を基準として設定するものとし」とあるのは「に基づき」と、「当該割合の推移とあるのは「対象障害者の雇用の状況その他の事情」とする。 (政令への委任) 第五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (社会保険労務士法の一部改正) 第六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第二條第一項第一号の四中「並びに」の下に「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十三号)第七十四條の七第一項、」を加える。 別表第一第十三号中「昭和三十五年法律第百二十三号」を削る。	(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正) 第七條 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。 第二條第二項第三号中「第六十九條」を「第三十七條第二項」に改める。 (国土交通省設置法の一部改正) 第八條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。 第十四條第一項第三号中「(昭和三十四年法律第百三十七号)」の下に、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)」を加える。 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、平成十九年九月二十八日に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 事業主は、労働者の募集及び採用について	て、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならないこと。 2 事業主は、労働者の募集及び採用について障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならず、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等の必要な措置を講じなければならないこと。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでないこと。 3 事業主は、労働者が障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等の必要な措置に関する事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るように努めなければならないこと。 4 都道府県労働局長は、1及び2についての障害者である労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。 5 障害者雇用率は、対象障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者
---	--	--	---

保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）である労働者の総数を算定の基礎として設定するものとし、事業主は、その雇用する対象障害者である労働者の数がその雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならないこと。

なお、障害者雇用率は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合に基づき、対象障害者の雇用の状況等の事情を勘案して政令で定めるものとする経過措置を設けること。

6 この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。ただし、1、2、3及び4については平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十五年六月十二日

厚生労働委員長 松本 純

衆議院議長 伊吹 文明殿

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年六月五日

参議院議長 平田 健二

衆議院議長 伊吹 文明殿

(小字及び一は修正)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中
第一節 任意入院(第二十二條の三)
第二節 指定医の診察及び措置入院(第三十三條)
第三節 医療保護入院等(第三十二條)

第二十二條(四) 「第一節 任意入院(第二十二條の三)を第二節 指定医の診察及び措置入院(第三十三條)に改める。」
第三十三條 「第一節 任意入院(第二十二條の三)を第二節 指定医の診察及び措置入院(第三十三條)に改める。」
第三十五條 「第一節 任意入院(第二十二條の三)を第二節 指定医の診察及び措置入院(第三十三條)に改める。」

第二十一條 「第六節」を「第五節」に改める。
第六條第二項第五号中「市町村」の下に「特別区を含む。第四十七條第三項及び第四項を除き、以下同じ。」を加える。

第十三條第一項中「限る。」の下に「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び」を加え、「及びその他の学識経験を有する者」を削る。

第十四條第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 一

第十九條の四第一項中「第二十二條の四第三項」を「第二十一條第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に、「第二十二條の三」を「第二十條」に改める。

第十九條の五中「第二項」を「第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改める。

第十九條の十一第一項中「家族等」を「第三十三條第二項に規定する家族等その他の関係者」に改める。

第五章第一節を削る。

第二十二條の三の前の見出しを削り、第五章第二節中同条を第二十條とする。

第二十二條の四第五項中「第二十二條の四第四項」を「第二十一條第四項」に改め、同条を第二十一條とする。

第五章中第二節を第一節とする。

第二十三條第二項中「左の」を「次の」に、「もより」を「最寄り」に改め、同項第四号中「当つて」を「当たつて」に改め、第五章第三節中同条を第二十二條とする。

第二十四條中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十五條第二項中「第二條第三項」を「第二條第二項」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十五條の二中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十六條の三中「第二條第六項」を「第二條第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十七條第一項及び第二項中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。
第三十三條第一項中「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者」に改め、同項第一号中「第二十二條の三」を「第二十條」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 成年被後見人又は被保佐人

五 未成年者

3 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等(前項に規定する家族等をいう。以下同じ。)がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五條第一項を除き、以下同じ。)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四條第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

第三十三條第四項中「第二項」を「前項」に、「第二十二條の三」を「第二十條」に改め、同條第五項中「第二十二條の四第四項」を「第二十一條第四項」に改め、同條第七項中「第二項」を「第三項」に改める。 第三十三條の二中「前條第一項」の下に「又は第三項」を加える。 第三十三條の三中「第二項」を「第三項」に改め、この場合において、精神科病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない」を削り、同條に次の一項を加える。 2 精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する事項を書面で知らせなかつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。 第三十三條の五を第三十三條の八とする。 第三十三條の四の前の見出しを削り、同條第一項中「保護者(第三十三條第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)」を「その家族等」に改め、同項第一号及び同條第二項中「第二十二條の三」を「第二十條」に改め、同條第三項中「第十二條の四第四項」を「第二十一條第四項」に、「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の七第二項」に改め、同條を第三十三條の七とし、同條の前に見出しとして「(応急入院)」を付する。 第三十三條の三の次に次の見出し及び三條を加える。 (医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置) 第三十三條の四 医療保護入院者を入院させてい	る精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。 第三十三條の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十六項に規定する特定相談支援事業(第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。)を行う者、介護保険法第八條第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができる」と認められる者として厚生労働省令で定めるもの(次条において「地域援助事業者」という。)を紹介するよう努めなければならない。 第三十三條の六 精神科病院の管理者は、前二條に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院にお	ける医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。 第三十四條第一項中「第二十二條の三」を「第二十二條の四」に、「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者に」、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同條第二項中「者の保護者について第二十二條第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない」を「精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない」に、「扶養義務者」を「居住地を管轄する市町村長」に、「第三十三條第一項」を「第三十三條第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同條第三項中「保護者(前項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)」を「その者の家族等」に、「第二十二條の三」を「第二十條」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改める。 第五章中第四節を第三節とする。 第三十八條中「保護者等」を「家族等その他の関係者」に改める。 第三十八條の三第一項中「同條第一項」の下に「又は第三項」を加える。 第三十八條の四中「その保護者」を「その家族等(その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長)」に改める。 第三十八條の六第二項中「第二項」を「第三項」に改める。 第三十八條の七第二項中「第二十二條の四第三	項」を「第二十一條第三項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同條第四項中「第二十二條の四第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改める。 第三十九條第一項第六号を次のように改める。 六 退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所、氏名その他厚生労働省令で定める事項 第五章中第五節を第四節とする。 第四十一條及び第四十二條を次のように改める。 (指針) 第四十一條 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(以下この条において「指針」という。)を定めなければならない。 2 指針に定める事項は、次のとおりとする。 一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。)の機能分化に関する事項 二 精神障害者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項 三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項
--	---	--	---

四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四十二条 削除

第四十三条第二項中「第二十五条を」第二十四条に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十四条第二項中「この章第二節から前節まで」を「前各節」に改める。

第五章中第六節を第五節とする。

第四十七条第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同条第三項中「及び特別区」を削り、「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同条第四項及び第五項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第四十八条第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第五十一条の十一の二の次に次の一条を加える。

(後見等を行う者の推薦等)

第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その

他の援助を行うように努めなければならない。

第五十一条の十三第一項中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に、「第三十三条の四第一項を」第三十三条の七第一項に、「並びに第六章を」第六章並びに第五十一条の十一の三第二項に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第三十三条第三項及び第三十四条第二項」に改める。

第五十三条第一項中「第二十二條の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の七第二項」に改める。

第五十四条第二号中「第二十三條第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

第五十七条第一号中「第二十二條の四第五項」を「第二十一条第五項」に、「第三十三條の四第三項」を「第三十三條の七第三項」に改め、同条第五号中「第二十二條の四第七項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第七号中「第三十三條の四第五項」を「第三十三條の七第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
二 附則第十六条の規定 刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
三 第十三条第一項及び第十四条第二項の改正規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第三十三条第一項の規定により精神科病院に入院している者は、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条第一項(この法律の施行の日以下「施行日」という。)の前日において旧法第二十条第二項各号の保護者が不在の場合又はこれらの保護者がその義務を行うことができない場合にあっては、新法第三十三条第三項の規定により入院したものとなる。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十三条第二項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条第一項の規定により入院したものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十三条の四第一項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三条の七第一項の規定により入院したものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の四の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりされている請求は、新法第三十八条の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であった者(当該請求が旧法第二十一条の規定により当該入院中の者の保護者となつたその者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下この条において同じ。)によりされている場合にあっては、当該市町村長)によりされた請求とみなす。

第五条 施行日前に行われた旧法第四十二条の規

定による精神障害者の医療及び保護に係る費用の負担については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条まで、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方^{○並びに精神科病院に係る入院中の退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方}について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の項第一号中「第三十三條の五」を「第三十三條の八」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に、「並びに第六章」を「第六章並びに第五十一条の十一の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十一条」を「第三十三條第三項及び第三十四條第二項」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)
 第十条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 保護観察所(第十九条―第二十三条)」を「第四節 保護観察所(第十九条―第二十三条)」に改める。
 第二十三条の三」に改める。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第五節 保護者

第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 行方不明の者
- 二 当該対象者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 成年被後見人又は被保佐人
- 六 未成年者

2 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。

ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

第二十三条の三 前条の規定により定まる保護者がいないときは、対象者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないときは、又は対象者の所在地が明らかでないときは、その対象者の所在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第三十一条第六項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条」を「第二十三条の三」に改め、「(特別区の長を含む。以下同じ。)」を削る。

第三十三条第一項中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第三十四条第二項及び第三十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。
 第四十条第一項及び第四十一条第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

第四十六条第二項ただし書中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第四十九条第一項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「(昭和二十五年法律第百二十三号)」を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 施行日前に、前条の規定による改正前の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「旧医療観察法」という。)第三十条第一項の規定により旧医療観察法第二十一条に規定する保護者がした付添人の選任で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「新医療観察法」という。)第三十条第一項の規定により新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者がした選任とみなす。

第十二條 この法律の施行の際現に旧医療観察法第二十一条に規定する保護者により旧医療観察法第五十条、第五十五条若しくは第七十三条第一項の規定によりされている申立て、旧医療観察法第六十四条第二項若しくは第七十条第一項の規定によりされている抗告又は旧医療観察法第七十二条第一項若しくは第九十五条の規定によりされている請求は、それぞれ新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者によりされた申立て、抗告又は請求とみなす。

(家事事件手続法の一部改正)

第十三条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第百八十三条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十條第二項第四号」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二十三條の二第二項第四号」に、「精神障害者の」を「同法第二條第二項に規定する対象者の」に改める。

第二編第二章第二十五節の節名を次のように改める。

第二十五節

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一条第一項中「精神障害者」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第二項に規定する対象者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

別表第一の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に改め、同表の百三十の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十三条の二第二項ただし書」に改める。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判(この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者(以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。)を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者(次条において単に「対象者」という。)とする旧医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件(次条において単に「処遇事件」という。)が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。)は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判とみなす。

第十五条 旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立て(この法律の施行の際、精神障害者を対象者とする処遇事件が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該申立てに限り、この法律の施行前に当該申立てに係る審判が確定したものを除く。)は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の

の選任の申立てとみなす。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第十五条のうち心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第三項第二号の改正規定中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 精神医療審査会の委員の構成について、その他の学識経験を有する者に替えて、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を規定すること。

2 精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止すること。

3 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人(以下「家族等」という。)のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとする。

4 精神科病院の管理者は、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談に応じ、指導を行う退院後生活環境相談員を選任する等、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならないものとする。

5 精神科病院に入院中の者の家族等が、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができるとすること。

6 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとする。

7 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思

決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 この法律は、一部を除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。
平成二十五年六月十二日
衆議院議長 伊吹 文明殿
厚生労働委員長 松本 純

(別紙)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。

二 精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。なお、指針の策定に当たっては、患者、家族等の意見を反映すること。	八 精神科病院の管理者に対し、医療保護入院について、可能な限り、患者の人權に十分配慮した入院、入院後の治療行為の患者本人への説明に加えて、速やかな退院の促進に努めることを指導徹底するとともに、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。	
三 「家族等いずれかの同意」による医療保護入院については、親権を行う者、成年後見人の権利が侵害されることのないよう、同意を得る優先順位等をガイドラインに明示し、厳正な運用を促すこと。	九 認知症の人については、あくまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを基本に置き、精神科病院への「社会的入院」の解消を目指すとともに、地域への支援・介護体制の強化に取り組むため、「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」の推進など医療福祉全般にわたる総合的な対策を講ずること。	
四 精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、代弁者制度の導入など実効性のある支援策について早急に検討を行い、精神障害者の権利擁護の推進を図ること。	十 認知症の人の本人意思を尊重する観点から、成年後見制度の改善・普及のほか、本人の意思や希望をできる限り早期に確認し、それを尊重したケアの提供を確保する取組を進めること。	
五 非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件も含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。		
六 精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の専門性及び独立性を高めることや精神医療審査会の決定に不服のある患者からの再度の請求への対応など機能強化及び体制の整備の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。		
七 非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。		

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円